

中野区介護保険の運営状況

(平成18(2006)年度)

目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者の状況	2
3	要介護等認定の状況	4
4	介護サービスの利用状況	11
4-2	施設サービス	19
4-3	居宅サービス	22
5	保険給付費の内訳	27
6	地域支援事業の実施状況	30
6-2	介護予防事業	30
6-3	包括任意事業	32
7	介護保険料	37
8	介護サービス基盤の整備状況	41
9	介護保険の円滑な利用について	43
10	介護保険制度の広報活動・その他	52
	補足資料(介護保険特別会計の決算状況)	54

中野区保健福祉部介護保険担当

- 注
1. 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
 2. 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
 3. 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が平成 19 年 6 月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。
 4. 本文中の「要支援」は、平成 18 年 4 月の制度改正以後の認定区分「要支援 1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成 19 年 3 月をもって認定者は 0 となった。

1 中野区の人口構成

中野区の高齢者人口は、日本全体の高齢化傾向と同様に引き続き増加傾向にある。人口に占める構成比をみると、全国では前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）とも増加しているのに対し、中野区では前期高齢者は変わらず、後期高齢者は微増傾向にある。

表1 中野区の人口構成の推移（外国人を含む総人口）

区 分		平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	
全国 (単位：万人・%)	人口	合計	12,757	12,771	12,769	12,778	12,775
		0歳～39歳	6,027	5,979	5,911	5,854	5,778
		40歳～64歳	4,320	4,325	4,329	4,318	4,284
		高齢者人口	2,410	2,467	2,529	2,606	2,713
		65歳～74歳	1,376	1,378	1,392	1,417	1,463
		75歳以上	1,034	1,089	1,137	1,189	1,250
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100
		0歳～39歳	47.2	46.8	46.3	45.8	45.2
		40歳～64歳	33.9	33.9	33.9	33.8	33.5
		高齢者人口	18.9	19.3	19.8	20.4	21.3
		65歳～74歳	10.8	10.8	10.9	11.1	11.5
		75歳以上	8.1	8.5	8.9	9.3	9.8
中野区 (単位：人・%)	人口	合計	308,420	308,916	310,583	308,017	309,824
		0歳～39歳	158,790	158,140	158,140	155,025	156,064
		40歳～64歳	94,903	95,545	96,402	96,093	95,779
		高齢者人口	54,727	55,231	56,041	56,899	57,981
		65歳～74歳	30,659	30,271	30,021	30,161	30,347
		75歳以上	24,068	24,960	26,020	26,738	27,634
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100
		0歳～39歳	51.5	51.2	50.9	50.3	50.4
		40歳～64歳	30.8	30.9	31.0	31.2	30.9
		高齢者人口	17.7	17.9	18.0	18.5	18.7
		65歳～74歳	9.9	9.8	9.7	9.8	9.8
		75歳以上	7.8	8.1	8.4	8.7	8.9

2 被保険者の状況

介護保険の加入者（被保険者）は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分される。被保険者には、住所地特例者（※1）が含まれ、他住所地特例者（※2）は含まれない。

※1 住所地特例者

中野区に住所を有していた被保険者が、他区市町村の介護保険施設に入所し、施設の所在地に住所を変更した場合、新住所地の被保険者とはならず、元の住所地（中野区）の被保険者となる。

※2 他住所地特例者

他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区の被保険者とはならず、従前の住所地の被保険者となる。

① 第1号被保険者の推移

第1号被保険者の推移は、表2のとおりである。高齢者人口の推移と同様に、第1号被保険者は増加傾向にあり、また、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が増加している。

なお、第1号被保険者には住所地特例者が含まれるが、平成19年4月末現在の住所地特例者は462名、他住所地特例者は55名と住所地特例者の方が他住所地特例者を上回っているため、第1号被保険者数は中野区の高齢者人口よりも多くなっている。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、%)

区 分		平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
人 数	第1号被保険者数	55,088	55,591	56,337	57,336	58,432
	65歳～74歳	30,694	30,289	30,095	30,220	30,391
	75歳以上	24,394	25,302	26,242	27,116	28,041
構 成 比	第1号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	55.7	54.5	53.4	52.7	52.0
	75歳以上	44.3	45.5	46.6	47.3	48.0

平成15年度からの第1号被保険者の異動事由は表3のとおりとなっている。転出者が転入者を上回ってはいるものの、65歳到達者の数がさらに多いことから、第1号被保険者は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由

(単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成15年度	550	0	2,850	1	0	3,401
	平成16年度	598	5	3,012	0	1	3,616
	平成17年度	582	3	3,373	0	5	3,963
	平成18年度	554	87	3,656	0	3	4,300
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成15年度	1,034	17	1,840	0	2	2,893
	平成16年度	967	21	1,845	0	0	2,833
	平成17年度	1,112	8	1,967	0	0	3,087
	平成18年度	1,234	16	1,884	0	0	3,134

※ 「職権復活」「職権喪失」 中野区の職権により被保険者資格を取得又は喪失した被保険者

※ 「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定により介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した者

※ 「適用除外該当」 介護保険法施行法の規定により介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した者

② 第2号被保険者

第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している中野区民である。

第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違いは、第一に保険料の徴収方法にある。第1号被保険者の保険料は、介護保険の被保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の被保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

違いの第二は、介護サービス利用にあたって、第1号被保険者はその原因を問わないが、第2号被保険者については、加齢が原因とされる特定の病気（16特定疾病）により、介護が必要になった場合に限定されている。平成18年4月から新たに末期がんが特定疾病に加わった。

3 要介護等認定の状況

介護保険のサービスを利用するには、要介護等認定を受ける必要がある。被保険者からの認定申請がなされると、区では訪問調査を行うとともに、主治医に意見書を求める。介護認定審査会では、訪問調査の基本調査や主治医意見書の「心身の状態に関する意見」や「食事行為」の項目による一次判定を基に、主治医意見書の記載内容、訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護度を判定する。

(1) 要介護（要支援）認定申請

要介護等の認定申請は地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域センターで受け付けている。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者や介護保険施設などが申請を代行することもできる。4年間の申請状況は、表4のとおりである。

平成16年4月から、更新時の認定有効期間については最大24か月まで延長できるようになった。

表4 要介護（要支援）申請の状況 (単位：件)

区分	新規	更新	転入	変更	合計
平成15年度	3,215	9,571	130	1,051	13,967
平成16年度	2,844	10,240	129	1,109	14,322
平成17年度	2,826	6,769	119	1,306	11,020
平成18年度	2,542	9,766	152	1,552	14,012

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状況の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したものの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

(2) 要介護等の状況

① 認定者の推移

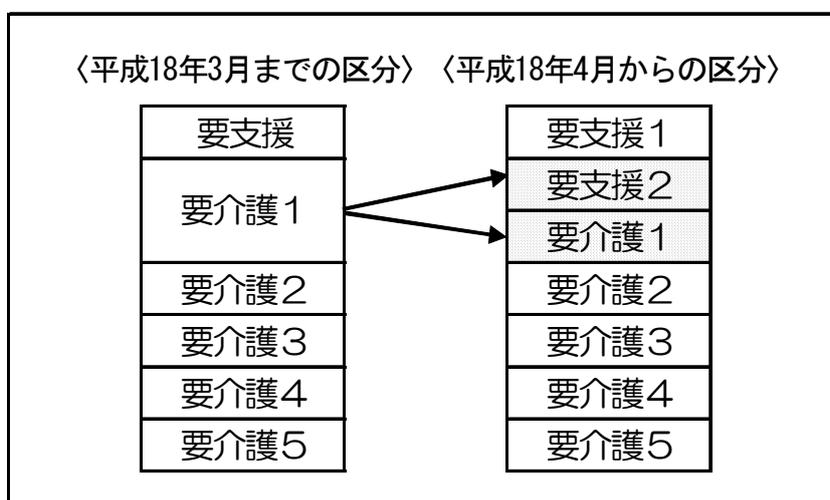
要介護等認定者等の推移は表5のとおりである。平成12年度の制度発足時

から、毎年1,000人を超える伸びが続いていたが、平成16年から認定者数の伸びは緩やかになり、平成19年には微減に転じている。

表5 要介護等認定者数の推移 (単位：人)

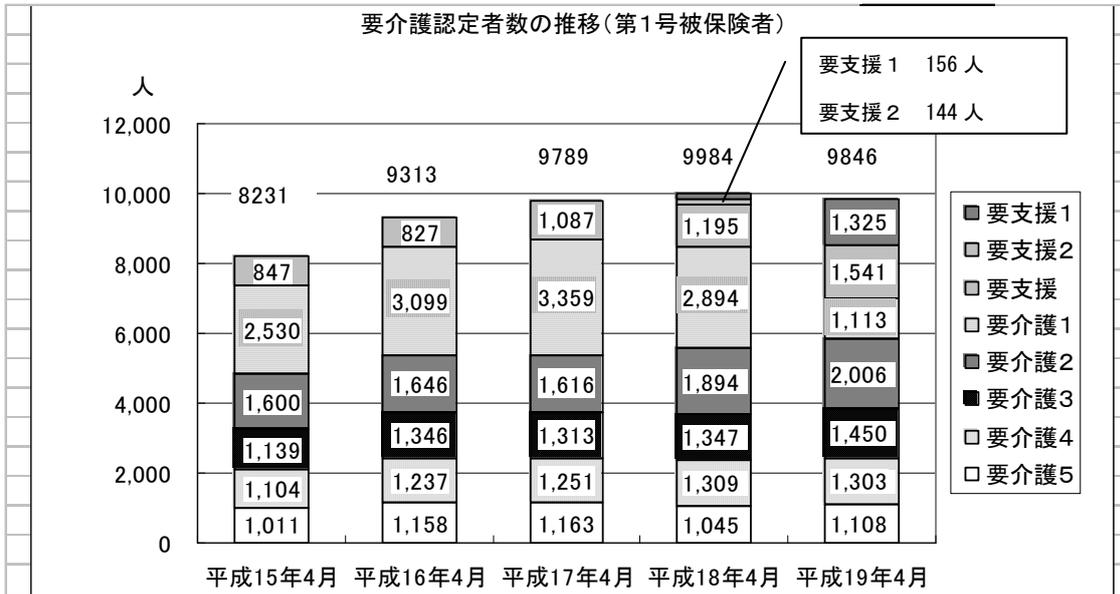
区 分	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
要支援1	—	—	—	145	1,330
要支援2	—	—	—	160	1,581
要支援	856	836	1,095	1,210	0
要介護1	2,595	3,173	3,443	2,965	1,138
要介護2	1,671	1,728	1,690	1,966	2,084
要介護3	1,183	1,381	1,355	1,395	1,503
要介護4	1,129	1,268	1,279	1,341	1,343
要介護5	1,050	1,211	1,212	1,094	1,152
計	8,484	9,597	10,074	10,276	10,131

平成18年4月から要介護認定の区分がそれまでの6段階から、これまでの要介護1が要支援2、要介護1に細分化され7段階となった。また、要支援は要支援1に変更となった。

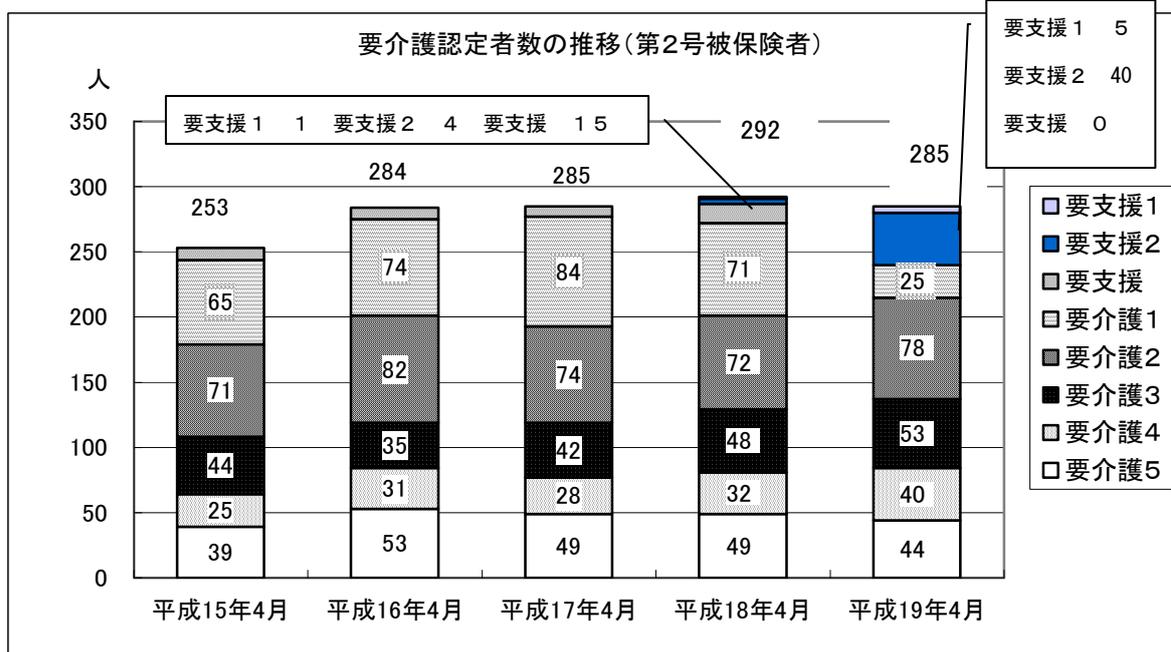


要介護等の認定を受けた者のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から65歳未満の第2号被保険者の認定者の推移はそれぞれ、グラフ6及びグラフ7のとおりである。

グラフ6 要介護等認定者のうち第1号被保険者の推移



グラフ7 要介護等認定者のうち第2号被保険者の推移



② 第1号被保険者の認定者の状況

65歳以上の第1号被保険者につき、前期・後期高齢者ごとに、被保険者数・認定者数・認定率を比較したのが表8である。平成12年の制度開始以来認定率は増加傾向を示していたが、平成18年4月から前期高齢者、後期高齢者とも認定率が減少に転じた。

表 8 第 1 号被保険者の認定状況

(単位：人、%)

区 分		平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月	平成 19 年 4 月
被 保 険 者 数	第 1 号被保険者数	55,088	55,591	56,337	57,336	58,432
	65 歳～74 歳	30,694	30,289	30,095	30,220	30,391
	75 歳以上	24,394	25,302	26,242	27,116	28,041
認 定 者 数	第 1 号被保険者合 計	8,231	9,313	9,789	9,984	9,846
	65 歳～74 歳	1,444	1,591	1,614	1,581	1,453
	75 歳以上	6,787	7,722	8,175	8,403	8,393
認 定 率	第 1 号被保険者	14.94	16.75	17.38	17.41	16.85
	65 歳～74 歳	4.70	5.25	5.36	5.23	4.78
	75 歳以上	27.82	30.52	31.15	30.99	29.93

平成 19 年 4 月現在の第 1 号被保険者の認定者について、5 歳刻みの認定率は、表 9 のとおりである。

表 9 認定率の状況(5 歳刻み)

(単位：人、%)

区分	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳以上	合計
被保険者数	15,509	14,882	12,046	8,535	4,681	2,088	603	88	58,432
認定者数	500	953	1,744	2,452	2,242	1,393	488	74	9,846
認定率	3.22	6.40	14.48	28.73	47.90	66.72	80.93	84.09	16.85

③ 全国比較

平成 19 年 3 月現在の 65 歳以上の第 1 号被保険者の認定者数及び認定率について、全国・東京都・中野区を比較したのが表 10 である。中野区の認定率は、要介護 1 は低く、その他は全国及び都平均より高い。

表 10 認定者数の全国比較（第 1 号被保険者）

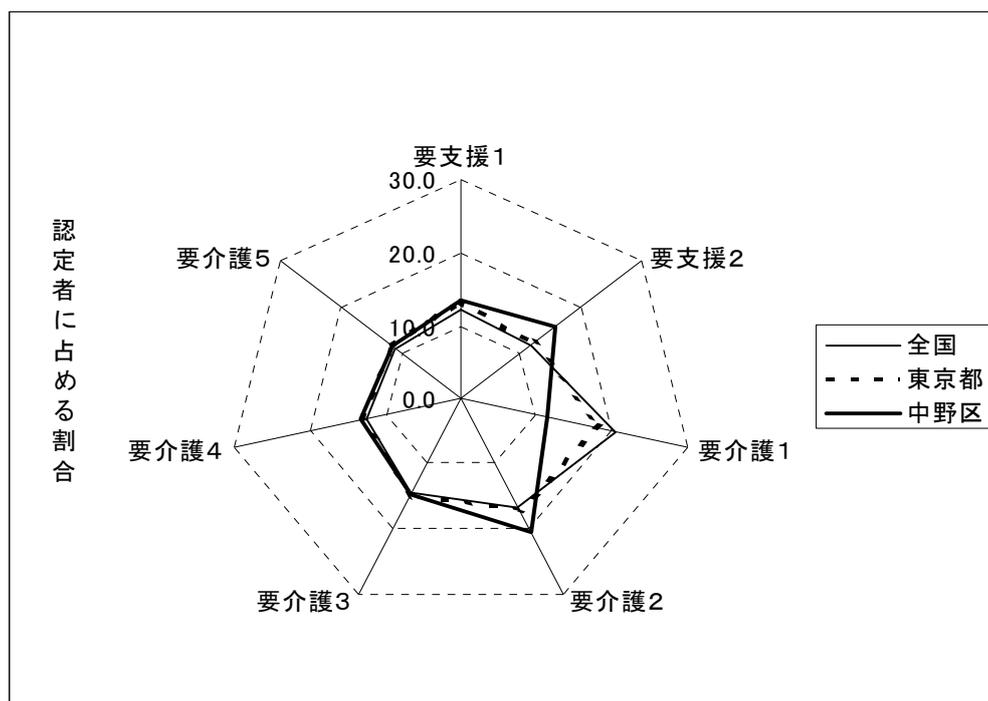
（単位：人、％）

区分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
認定者	全国	868,426	716,546	619,870	525,608	466,504
	東京都	68,088	62,787	54,996	47,930	41,663
	中野区	1,113	2,006	1,450	1,303	1,108
認定率	全国	3.2	2.7	2.3	2.0	1.8
	東京都	2.9	2.6	2.3	2.0	1.8
	中野区	1.9	3.4	2.5	2.2	1.9

区分		要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	総数
認定者	全国	518,577	490,336	44,705	4,250,572
	東京都	49,737	43,862	154	369,217
	中野区	1,325	1,541	0	9,846
認定率	全国	1.9	1.8	0.2	15.9
	東京都	2.1	1.8	0	15.5
	中野区	2.3	2.6	0	16.8

※ 第 1 号被保険者数…全国:26,763,161 人、東京都:2,375,968 人、中野区:58,359 人
 全認定者に占める要介護度毎の割合は、グラフ 11 のとおりである。中野区では、要支援 2 と要介護 2 が全国及び都平均を上回る割合となっている一方、要介護 1 は全国及び都平均より低くなっている。

グラフ 11 全認定者に占める要介護度別の割合



(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者の委員で構成され、要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員は、任期2年、定数200名以内となっている（平成19年4月現在115名、任期は平成21年3月まで）。要介護認定の審査・判定は委員4名で組織する合議体（平成19年4月現在17合議体）ごとに行われる。

① 認定審査会委員の構成

平成19年4月現在の認定審査会委員の職種別構成は、表12のとおりである。

表12 認定審査会の職種別構成 (単位：人)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	47	学識経験者	0	介護福祉士	5
歯科医師	9	理学療法士	4	施設職員	13
保健師	4	作業療法士	3	医療相談員	2
看護師	12	柔道整復師	1	合計	115
薬剤師	1	社会福祉士	14		

② 認定審査会（合議体）の開催状況

4年間の認定審査会の開催回数は、表13のとおりである。

表13 認定審査会開催状況 (単位：回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成15年度	380	13,618	35.8
平成16年度	361	13,974	38.7
平成17年度	327	10,990	33.6
平成18年度	357	13,277	37.2

③ 要介護等認定の状況

認定審査会の区分別判定状況は、表14及びグラフ15のとおりである。

表 1 4 区分別判定状況

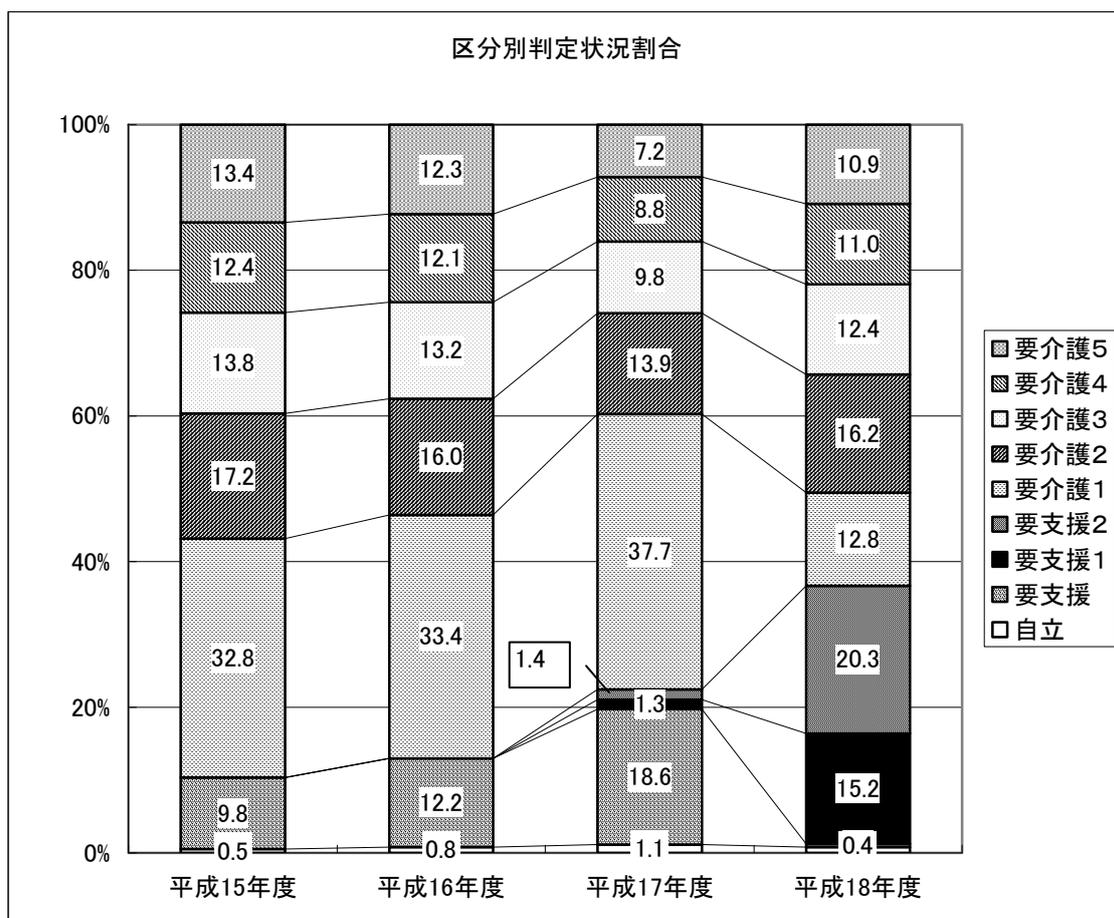
(単位：件)

表 14

	区分	自立	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成15年度	新規	54	486			1,267	500	301	220	227	3,055
	更新	19	836			3,059	1,633	1,310	1,216	1,333	9,406
	転入	0	11			43	24	24	14	14	130
	変更	0	0			77	169	233	225	245	949
	合計	73	1,333			4,446	2,326	1,868	1,675	1,819	13,540
平成16年度	新規	71	555			1,070	393	295	202	151	2,737
	更新	39	1,121			3,437	1,627	1,281	1,235	1,355	10,095
	転入	0	19			41	24	20	17	10	131
	変更	0	2			99	185	235	235	197	953
	合計	110	1,697			4,647	2,229	1,831	1,689	1,713	13,916
平成17年度	新規	59	614			937	384	279	192	172	2,637
	更新	65	1,388	137	154	2,964	902	538	493	368	7,009
	転入	0	12	0	0	45	16	22	14	13	122
	変更	0	3	0	0	135	200	224	257	231	1,050
	合計	124	2,017	137	154	4,081	1,502	1,063	956	784	10,818
平成18年度	新規	40	47	445	445	408	358	291	197	165	2,396
	更新	65	2	1,548	2,151	1,124	1,415	1,058	943	1,004	9,310
	転入	0	4	9	14	23	44	23	24	16	157
	変更	0	0	3	62	124	315	257	281	244	1,286
	合計	105	53	2,005	2,672	1,679	2,132	1,629	1,445	1,429	13,149

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 1 5 区分別判定状況割合



4 介護サービスの利用状況

介護保険のサービスは、施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所してサービスを受ける施設サービスと、それ以外の居宅サービスに分かれる。介護サービスの利用状況は表16のとおりである。認定者数、サービス利用者数は年々増加傾向にあったが、平成19年にかけては認定者が減、サービス利用者は微増となっている。

表16 介護サービスの利用状況 (単位：人、%)

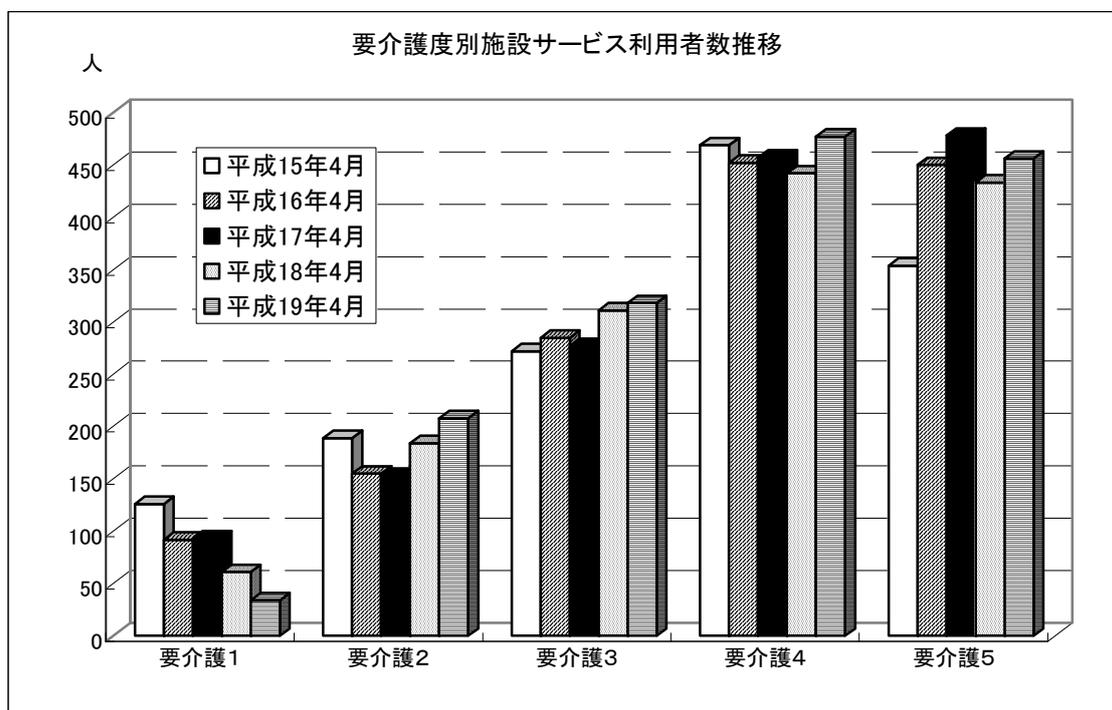
区 分		平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
人数	認定者	8,484	9,597	10,074	10,276	10,131
	利用者	6,620	7,503	8,025	8,097	8,119
	在宅	5,209	6,069	6,567	6,665	6,621
	施設	1,411	1,434	1,458	1,432	1,498
	未利用者	1,864	2,094	2,049	2,179	2,012
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	78.0	78.2	79.7	78.8	80.1
	在宅	61.4	63.2	65.2	64.9	65.4
	施設	16.6	14.9	14.5	13.9	14.8
	未利用者	22.0	21.8	20.3	21.2	19.9

介護サービス利用者のうち、施設サービス利用者の要介護度別内訳は、表17及びグラフ18のとおりである。

表17 要介護度別施設サービス利用者数推移

区 分	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
自立	0	0	0	0	0
要支援	1	0	0	0	—
要支援1	—	—	—	0	0
要支援2	—	—	—	1	5
要介護1	126	92	93	61	34
要介護2	189	155	153	184	208
要介護3	272	285	277	311	318
要介護4	469	452	457	442	477
要介護5	354	450	478	433	456
合計	1,411	1,434	1,458	1,432	1,498

グラフ18 要介護度別施設サービス利用者数推移



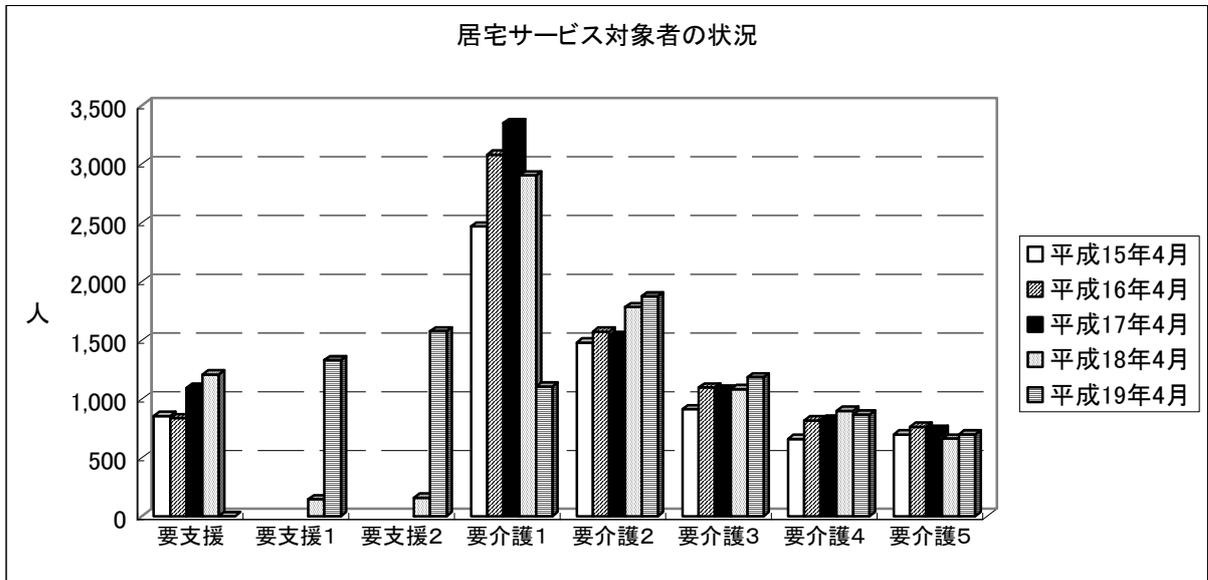
※ 表17において、要支援の者が入所しているが、これらの入所者は平成18年の介護保険制度改正時点で介護老人福祉施設に入所していた者である。3年間の経過措置期間中は自立・要支援であっても継続して施設サービスの利用が可とされている。

認定者から施設サービス利用者を除いた者が、居宅サービスを利用する対象者であり、その状況は表19及びグラフ20のとおりである。

表19 居宅サービス対象者の状況 (単位：人)

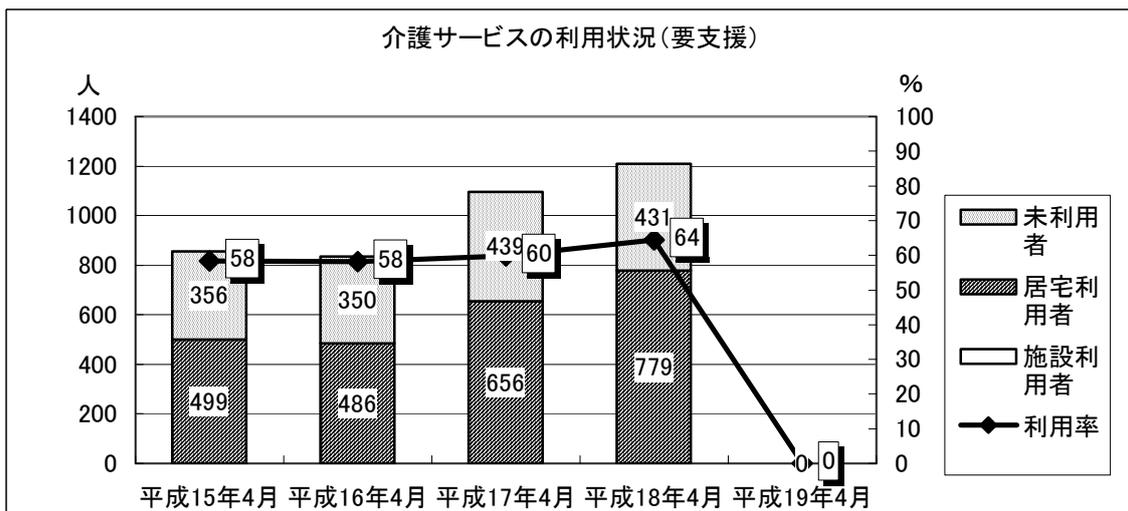
区分	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
要支援	855	836	1,095	1,210	0
要支援1	—	—	—	145	1,330
要支援2	—	—	—	159	1,576
要介護1	2,469	3,081	3,350	2,904	1,104
要介護2	1,482	1,573	1,537	1,782	1,876
要介護3	911	1,096	1,078	1,084	1,185
要介護4	660	816	822	899	866
要介護5	696	761	734	661	696
合計	7,073	8,163	8,616	8,844	8,633

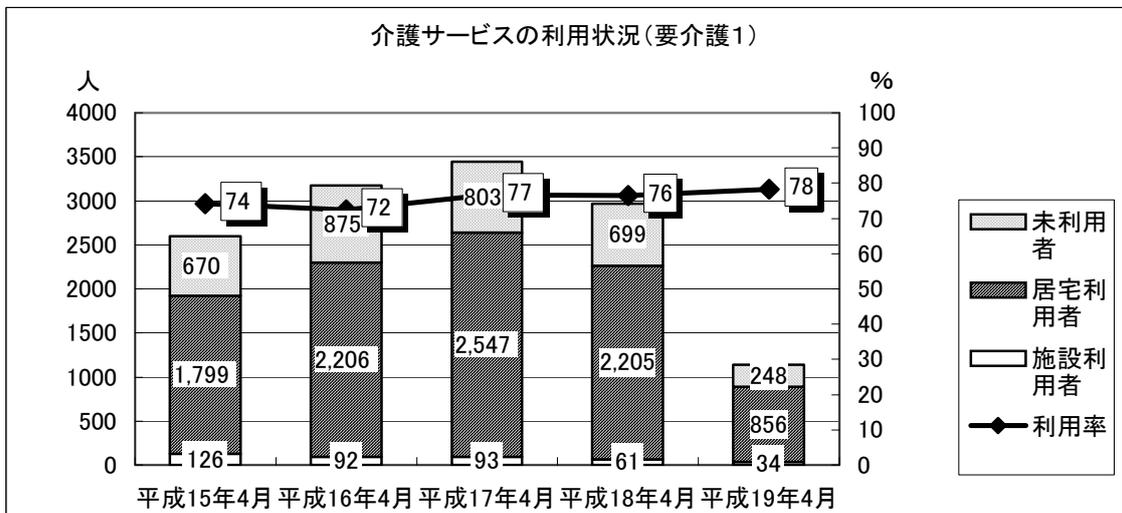
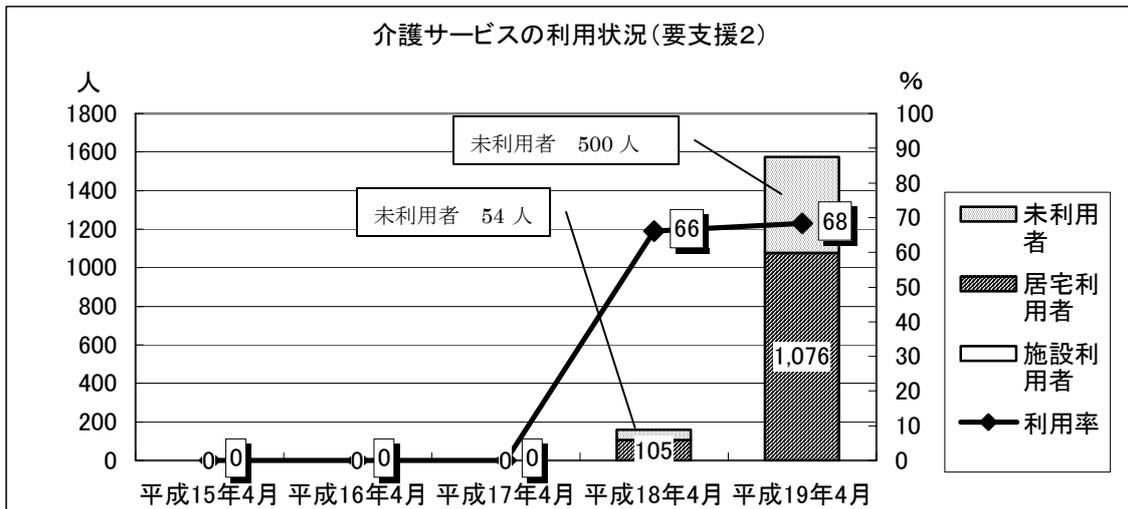
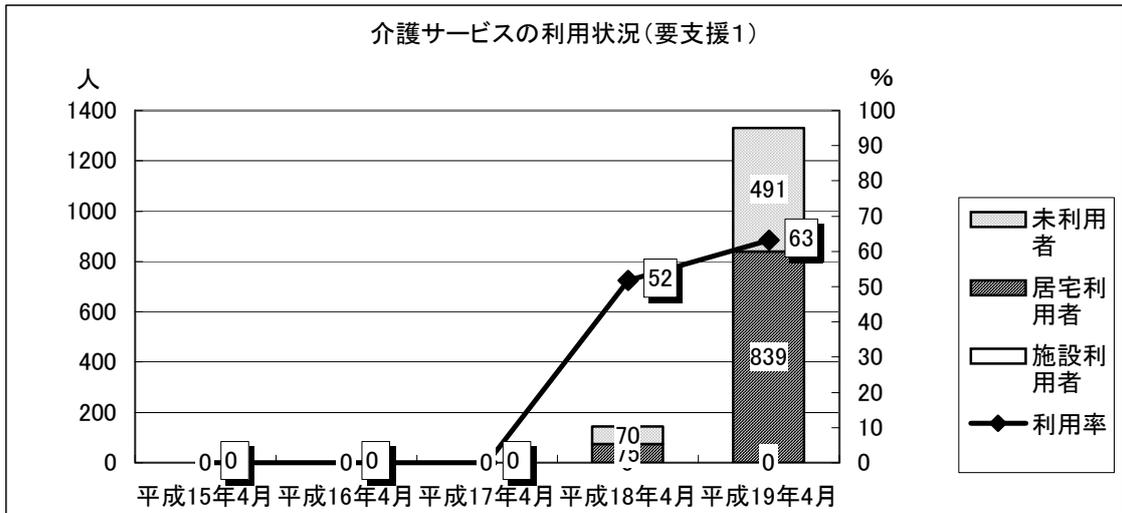
グラフ20 居宅サービス対象者の状況

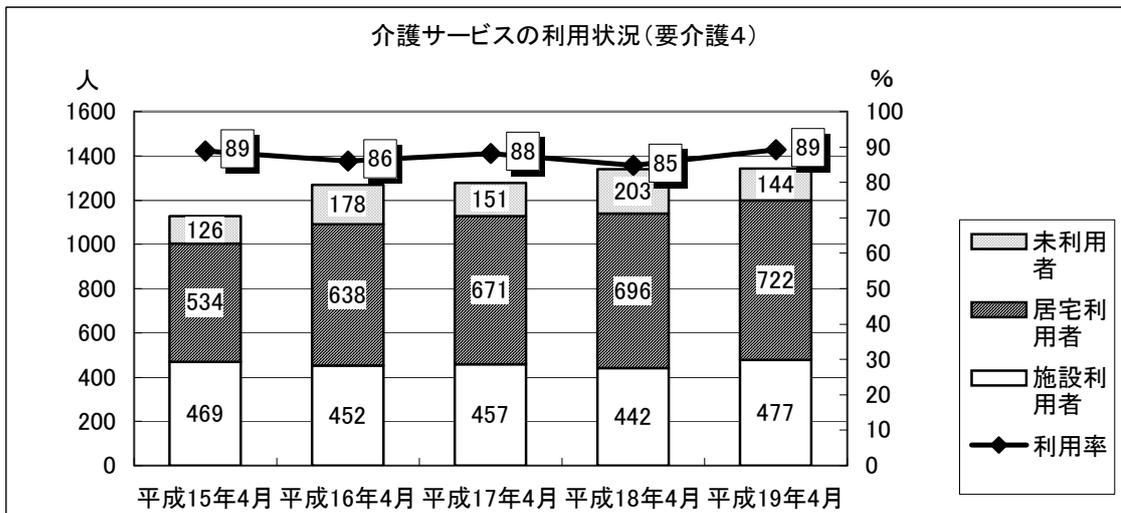
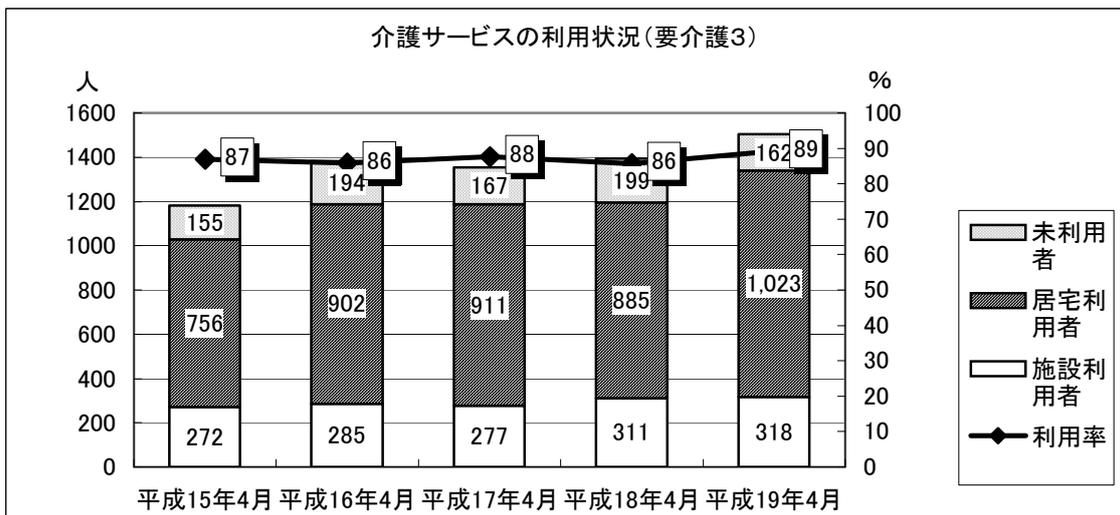
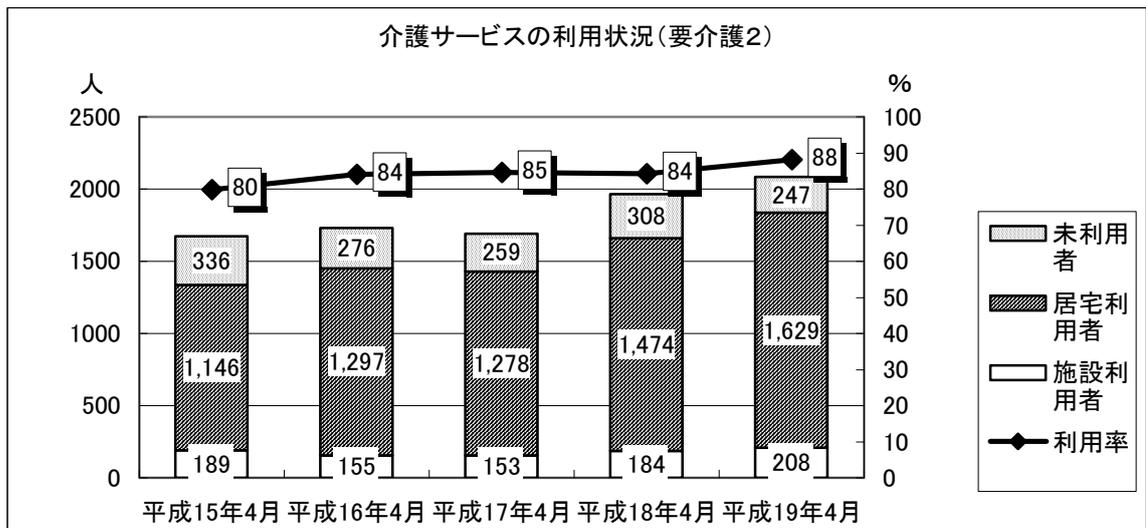


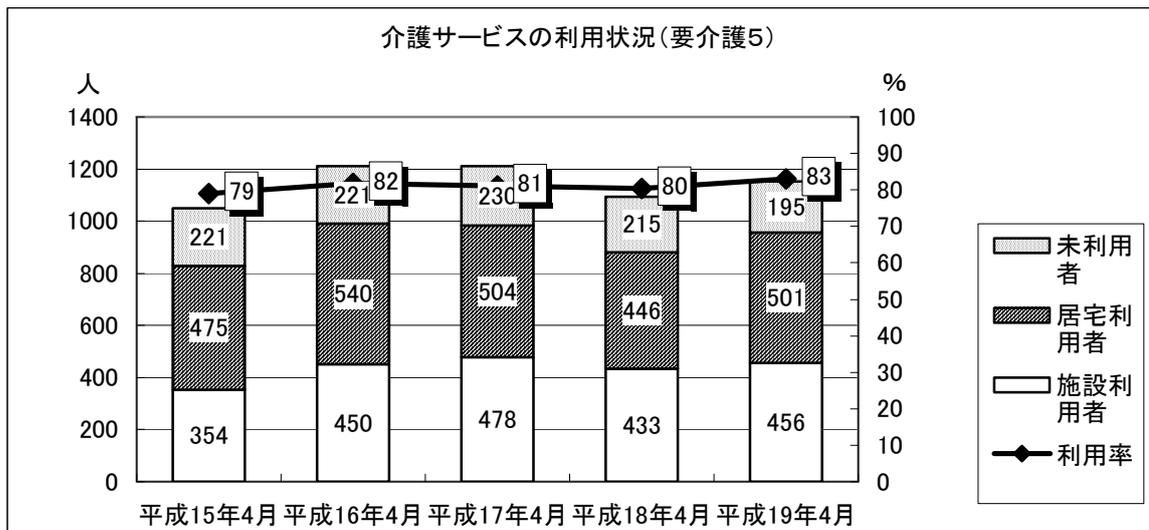
介護度別の介護サービスの利用状況及び利用率（認定者の中でサービスを利用している割合）は、グラフ21のとおりである。要介護1以上の利用率はほぼ8割を超えているが、要支援1・2については、利用率が6割台となっている。

グラフ21 介護サービス利用の状況









第3期介護保険事業計画策定にあたり、区では実態調査や国の示した参酌標準等を参考として、介護サービスの見込量を推計した。第3期介護保険事業計画の初年度である平成18年度の実績と計画値を比較したのが表22から表24である。

表22 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型以外の介護給付）

区分	平成18年度			備考
	実績	計画	実績割合	
訪問介護	578,155 回	721,136 回	80.2 %	
訪問入浴	17,205 回	19,344 回	88.9 %	
訪問看護	49,865 回	51,584 回	96.7 %	
訪問リハ	3,711 回	3,952 回	93.9 %	
通所介護	132,370 回	121,472 回	109.0 %	
通所リハ	13,607 回	19,240 回	70.7 %	
居宅療養管理指導	15,171 回	11,024 回	137.6 %	
福祉用具貸与	36,086 人	31,560 人	114.3 %	
短期入所生活介護	30,017 日	29,068 日	103.3 %	
短期入所療養介護	5,697 日	7,488 日	76.1 %	

特定施設入所者生活介護	413 人	339 人	121.8 %	1ヶ月当りの平均利用者数
居宅介護支援	5,114 人	4,450 人	114.9 %	1ヶ月当りの平均利用者数
特定福祉用具販売	27,553,425 円	26,227,247 円	105.1 %	
住宅改修費	69,342,991 円	81,903,614 円	84.7 %	
特別養護老人ホーム	818 人	808 人	101.2 %	1ヶ月当りの平均利用者数
老人保健施設	417 人	382 人	109.2 %	1ヶ月当りの平均利用者数
介護療養型医療施設	258 人	282 人	91.5 %	1ヶ月当りの平均利用者数
移送サービス	168 件	300 件	56.0 %	
訪問理美容サービス	143 件	257 件	55.6 %	
寝具乾燥サービス	52 件	768 件	6.8 %	

表 2 3 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	平成 18 年度			備考
	実績	計画	実績割合	
認知症対応型通所介護	27,045 回	25,584 回	105.7 %	
認知症対応型共同生活介護	114 人	130 人	87.7 %	1ヶ月当りの平均利用者数
小規模多機能型居宅介護	0 人	41 人	0.0 %	1ヶ月当りの平均利用者数

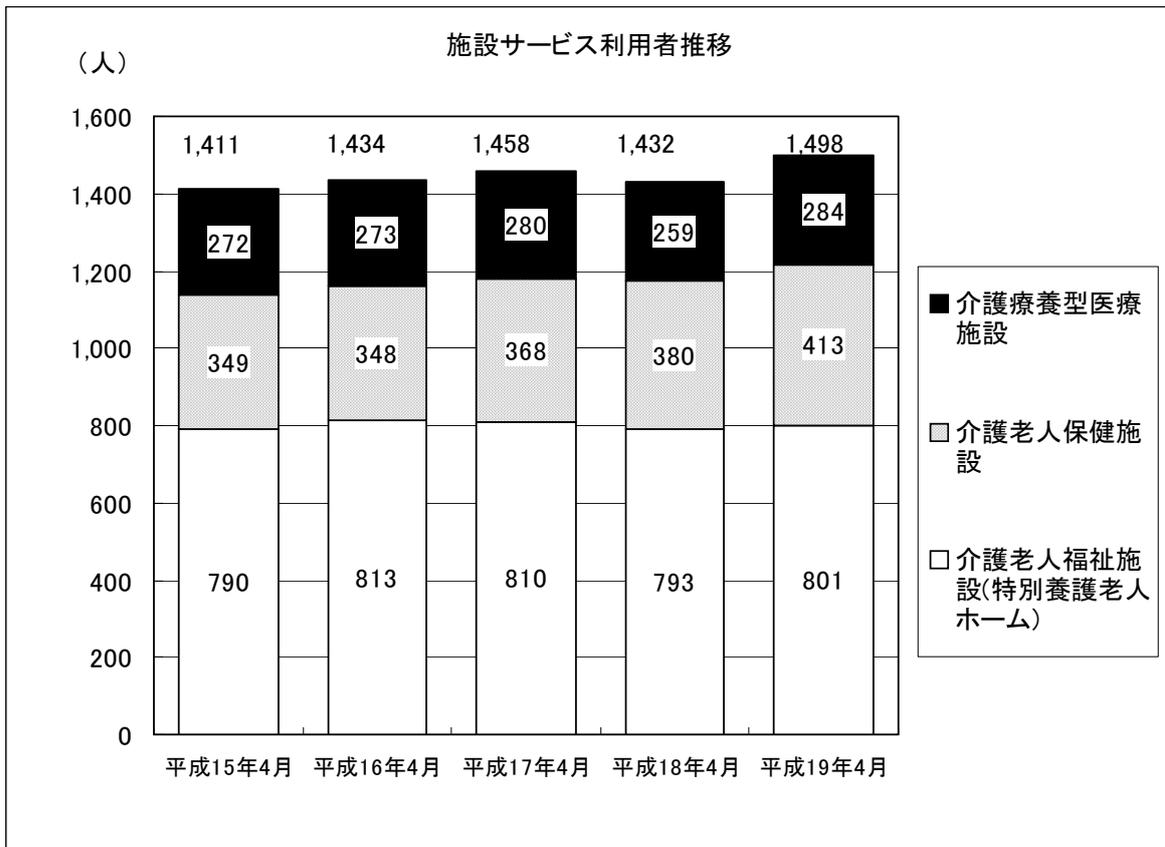
表 2 4 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

区分	平成 18 年度			備考
	実績	計画	実績割合	
介護予防訪問介護	63,090 回	190,164 回	33.2 %	
介護予防訪問入浴	52 回	416 回	12.5 %	
介護予防訪問看護	4,441 回	5,876 回	75.6 %	
介護予防訪問リハ	222 回	572 回	38.8 %	
介護予防通所介護	9,749 回	31,096 回	31.4 %	
介護予防通所リハ	274 回	3,276 回	8.4 %	
介護予防居宅療養管理指導	1,166 回	1,560 回	74.7 %	
介護予防短期入所生活介護	187 日	2,288 日	8.2 %	
介護予防短期入所療養介護	34 日	156 日	21.8 %	
介護予防特定施設入所者生活介護	30 人	11 人	272.7 %	1ヶ月当りの平均利用者数
介護予防福祉用具貸与	1,895 人	9,336 人	20.3 %	
介護予防特定福祉用具販売	3,003,127 円	8,261,628 円	36.4 %	
介護予防住宅改修	15,797,396 円	45,804,847 円	34.5 %	
介護予防支援	1,049 人	2,409 人	43.5 %	1ヶ月当りの平均利用者数

4-2 施設サービス

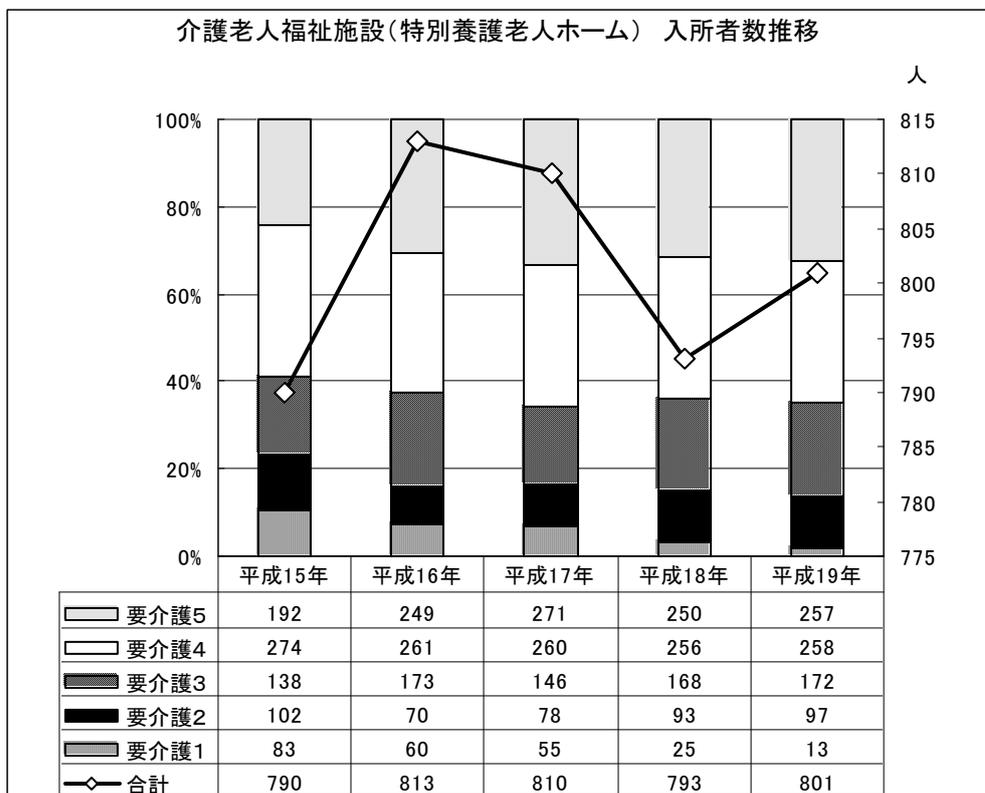
介護保険の施設サービスの利用状況は、グラフ25 のとおりである。平成18年にかけては介護老人保健施設以外は若干減少していたが、平成19年は各施設とも利用者数が増加している。

グラフ25 施設サービス利用者推移



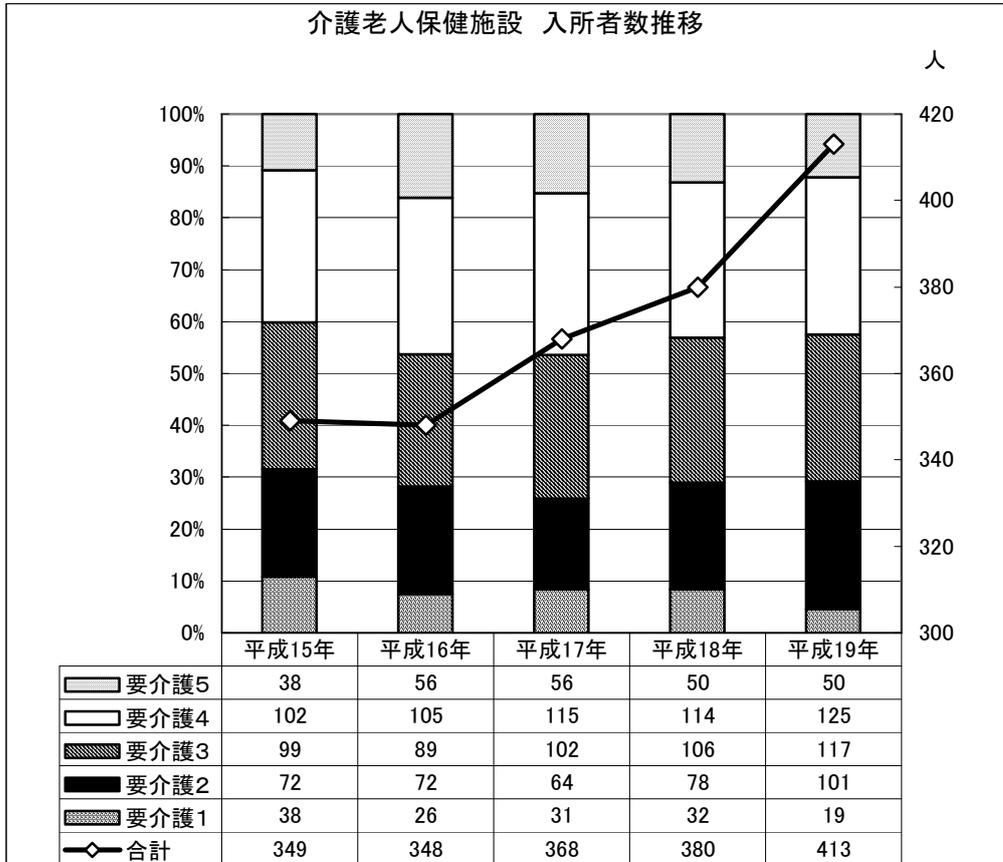
介護保険施設入所者の各年4月の、施設別・介護度別の入所状況はグラフ26のとおりである。

グラフ26 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況



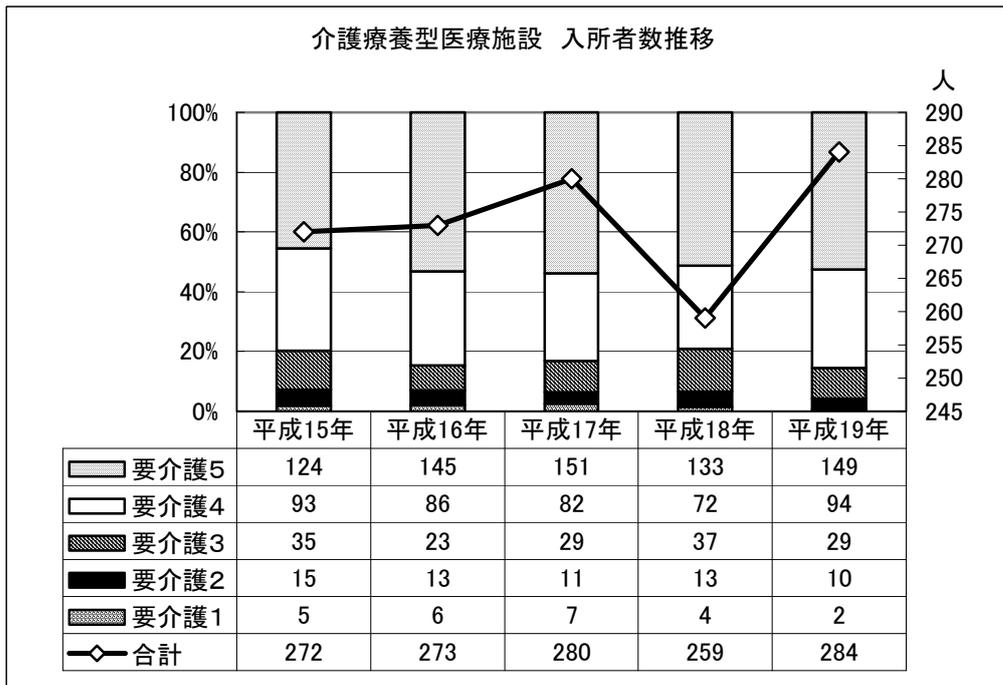
※ 上記の他に平成15年、18年に要支援が各1名、平成19年に要支援2が4名（グラフ上では未表示、合計数には含む）いる。

介護老人保健施設 入所者数推移



※ 上記の他に平成19年に要支援2が1名（グラフ上では未表示、合計数には含む）いる。

介護療養型医療施設 入所者数推移



4-3 居宅サービス

(1) 給付の状況

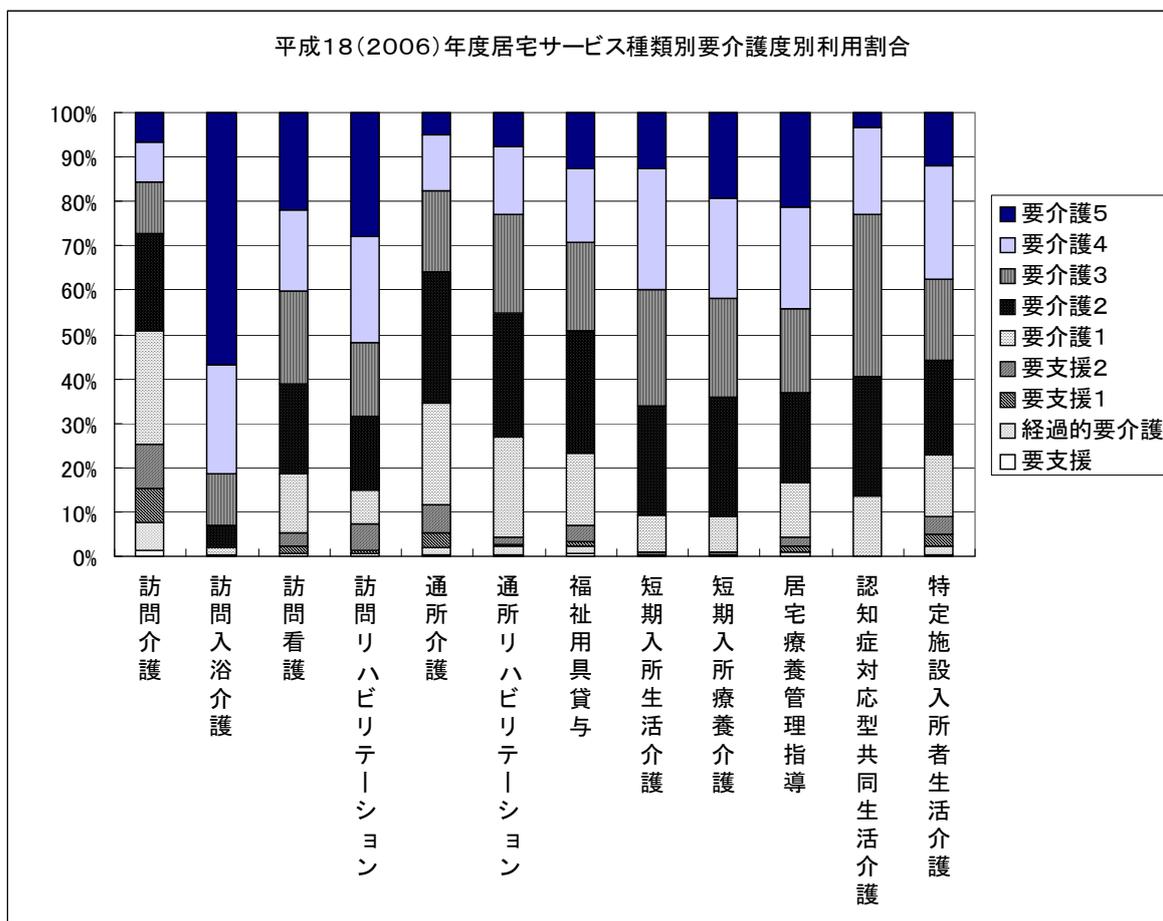
居宅サービスの月平均利用者数の推移は、表27のとおりである。全体として利用が増えているが、訪問介護・通所介護については若干の減少が、福祉用具貸与については減少がみられる。特定施設入居者生活介護については増加傾向がみられる。

表27 居宅サービス月平均利用者数 (単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
訪問介護	3,992	4,534	4,737	4,587
訪問入浴介護	377	348	334	338
訪問看護	719	777	867	916
訪問リハビリテーション	60	73	70	85
通所介護	1,428	1,606	1,698	1,621
通所リハビリテーション	148	150	189	196
福祉用具貸与	2,661	2,985	3,156	2,842
短期入所生活介護	232	263	282	322
短期入所療養介護	49	52	56	54
居宅療養管理指導	965	958	958	1,083
認知症対応型共同生活介護	36	70	103	113
特定施設入居者生活介護	197	261	324	438

平成18年度中の要介護度別の居宅サービス利用割合は、グラフ28のとおりである。訪問入浴介護は要介護5の割合が突出している。

グラフ28 居宅サービス利用割合



これらの居宅サービスについて、利用者一人あたりの月平均利用回数等は、表29のとおりとなっている。

表29 月平均利用回数等

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)
訪問介護(回)	11.4	66	10.6	63	10.8	58	11.6	55
訪問入浴介護(回)	4.0	49	3.8	50	4.0	51	4.3	51
訪問看護(回)	4.2	34	4.2	34	4.4	35	4.9	35
訪問リハビリテーション(日)	3.1	16	3.0	17	3.1	17	3.9	19
通所介護(回)	7.3	62	6.8	68	6.9	68	7.3	61
通所リハビリテーション(回)	5.9	52	5.3	52	5.1	48	5.9	51
短期入所生活介護(日)	9.9	97	8.6	94	7.7	89	7.8	78

(2) 特定福祉用具販売費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、特定福祉用具販売費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスについては、他のサービス利用と異なり、区に直接申請を行い、支給限度額（特定福祉用具販売費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は住宅ごとに20万円（要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる））の範囲で費用の9割分の償還払いを受けるサービスである。

これらのサービスの利用状況は、表30及び表31のとおりである。

表30 特定福祉用具販売費支給対象 (単位：件)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
腰掛便座	420	418	444	377
特殊尿器	4	3	4	3
入浴補助用具	1,156	1,085	1,083	968

簡易浴槽	0	0	0	0
移動用リフトのつり具	5	1	5	1
計	1,585	1,507	1,536	1,349

表3-1 住宅改修費支給対象 (単位：件)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
手すりの取り付け	881	892	846	775
床段差の解消	243	280	236	174
床材の変更	58	35	18	26
扉の取替え	88	90	100	62
便器の取替え	55	71	48	30
計	1,325	1,368	1,248	1,067

(3) 特別給付の状況

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、短期入所（ショートステイ）サービス利用時の移送サービスを実施している。移送サービスの利用状況は、表3-2のとおりである。

表3-2 移送サービス施設所在地別利用件数 (単位：件、%)

区 分		ショートステイ (短期入所)利用		うち特別給付利用	
		件数	構成比	件数	構成比
平成 15 年度	区内施設	1,990	54.1	110	43.5
	22区内施設	1,270	34.5	118	46.6
	その他施設	417	11.3	25	9.9
	計	3,677	100.0	253	100.0
平成 16 年度	区内施設	2,258	55.9	97	33.2
	22区内施設	1,401	34.7	171	58.6
	その他施設	381	9.4	24	8.2
	計	4,040	100.0	292	100.0
平成 17 年度	区内施設	2,312	53.1	50	19.7
	22区内施設	1,483	34.1	189	74.4
	その他施設	558	12.8	15	5.9
	計	4,353	100.0	254	100.0

平成 18 年度	区内施設	2,388	49.8	13	7.8
	22区内施設	1,579	32.9	140	83.3
	その他施設	826	17.2	15	8.9
	計	4,793	100.0	168	100.0

平成18年度からは、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスを特別給付として実施している。利用状況は次のとおりである。

この2サービスは平成17年度までは区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、今回は特別給付となった平成18年度の実績のみを掲載している。

- ・ 訪問理美容サービス利用件数 延べ 143 件
- ・ 寝具乾燥サービス利用件数 延べ 52 件

5 保険給付費の内訳

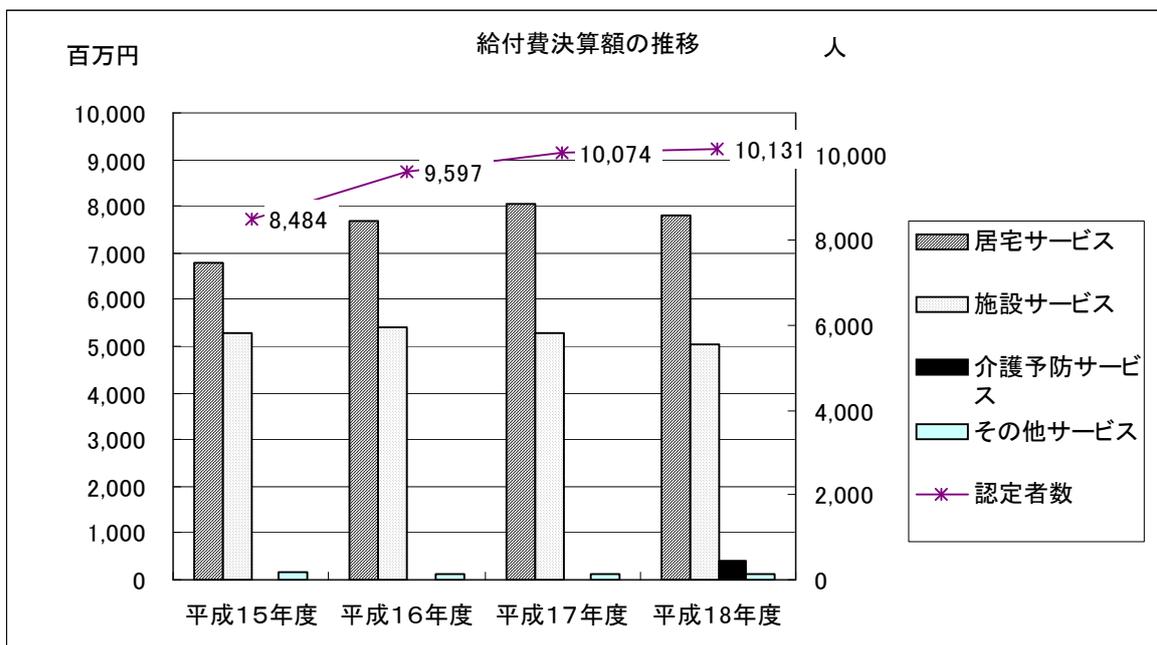
要介護等認定者の介護サービス利用に伴って、平成16年度から平成18年度に、介護保険特別会計から事業者を支払われた保険給付費の状況は表33のとおりである。

表33 給付費の状況

(単位：件、千円、%)

区分	平成16年度				平成17年度				平成18年度				
	件数		決算額		件数		決算額		件数		決算額		
	件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率	
居宅サービス	訪問介護	60,002	13.6	3,403,644	7.4	62,829	4.7	3,311,103	-2.7	50,124	-20.2	2,828,843	-14.6
	訪問入浴介護	4,194	-7.3	207,751	-6.2	4,012	-4.3	205,536	-1.1	4,043	0.8	206,152	0.3
	訪問看護	9,616	8.8	316,693	7.1	10,717	11.4	366,406	15.7	10,752	0.3	369,080	0.7
	訪問リハビリテーション	872	21.1	14,608	27.1	839	-3.8	14,641	0.2	951	13.3	17,936	22.5
	通所介護	21,801	13.0	1,304,384	23.5	22,753	4.4	1,390,768	6.6	19,355	-14.9	1,117,348	-19.7
	通所リハビリテーション	1,807	1.5	92,984	1.0	2,293	26.9	109,658	17.9	2,379	3.8	116,513	6.3
	福祉用具貸与	39,680	11.9	536,339	13.2	41,880	5.5	569,309	6.1	35,953	-14.2	499,693	-12.2
	短期入所	4,037	8.3	295,000	9.6	4,360	8.0	301,368	2.2	4,720	8.3	305,271	1.3
	居宅療養管理指導	13,548	-0.2	94,112	0.7	13,939	2.9	99,754	6.0	15,137	8.6	106,928	7.2
	認知症対応型通所介護									0	-	290,074	-
	認知症対応型共同生活介護	839	94.2	196,093	96.3	1,241	47.9	298,602	52.3	1,359	9.5	328,806	10.1
	特定施設入居者生活介護	3,139	32.2	581,608	34.9	3,899	24.2	708,660	21.8	4,907	25.9	903,631	27.5
	居宅介護サービス計画費	69,970	9.8	631,347	10.9	74,650	6.7	677,668	7.3	60,776	-18.6	696,123	2.7
	計			7,674,563	13.2			8,053,473	4.9			7,786,399	-3.3
施設サービス	介護老人福祉施設	9,827	1.7	2,402,683	1.2	9,635	-2.0	2,359,933	-1.8	9,573	-0.6	2,330,834	-1.2
	介護老人保健施設	4,438	5.0	1,063,996	7.3	4,714	6.2	1,148,290	7.9	4,861	3.1	1,173,053	2.2
	緊急時施設療養費									1	-	1	-
	介護療養型医療施設	3,332	2.0	1,106,848	2.0	3,295	-1.1	1,098,740	-0.7	3,322	0.8	1,098,591	0.0
	特定診療費	3,332	-0.1	58,294	15.5	3,341	0.3	61,746	5.9	3,321	-0.6	80,987	31.2
	食事費用額	17,382	2.4	791,995	2.0	10,209	-41.3	461,994	-41.7	11	-99.9	434	-99.9
	特定入所者介護サービス費					5,569	-	155,328	-	13,248	137.9	373,865	-
	計			5,423,816	2.8			5,286,031	-2.5			5,057,765	-4.3
その他サービス	特定福祉用具販売	1,238	-0.6	33,018	-4.7	1,244	0.5	35,409	7.2	1,094	-12.1	30,557	-13.7
	住宅改修	1,028	1.4	106,040	-2.0	947	-7.9	95,522	-9.9	854	-9.8	85,140	-10.9
	特別給付	292	15.4	1,119	21.9	254	-13.0	884	-21.0	363	42.9	1,023	15.7
	計			140,177	-2.5			131,815	-6.0			116,720	-11.5
介護予防サービス	介護予防訪問介護									10,669	-	201,037	-
	介護予防訪問入浴介護									13	-	406	-
	介護予防訪問看護									499	-	12,221	-
	介護予防訪問リハビリテーション									68	-	1,054	-
	介護予防通所介護									1,976	-	70,471	-
	介護予防通所リハビリテーション									59	-	2,349	-
	介護予防福祉用具貸与									1,883	-	15,872	-
	介護予防短期入所									41	-	1,204	-
	介護予防居宅療養管理指導									567	-	4,006	-
	介護予防特定施設入居者生活介護									362	-	37,031	-
	介護予防認知症対応型通所介護									28	-	1,539	-
	介護予防認知症対応型共同生活介護									1	-	249	-
	介護予防サービス計画費									12,525	-	63,372	-
	計											410,812	-
合計			13,238,556	8.5			13,471,319	1.8			13,371,696	-0.7	

グラフ34 給付費決算額の推移



※ 認定者数は各年度4月現在の数字。

※ 平成17年度まで介護予防サービスは居宅サービスに含まれている。

中野区では、平成14年度の段階で施設サービスの保険給付費よりも居宅サービスの保険給付費が大きくなり、その後も認定者の伸びに準じて居宅サービスの保険給付費が伸びている。

平成15年度から平成18年度の利用者一人当たり給付費の概算は表35のとおりである。介護サービスの内、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護）については、利用者数、サービス費とも大きな伸びが続いている。

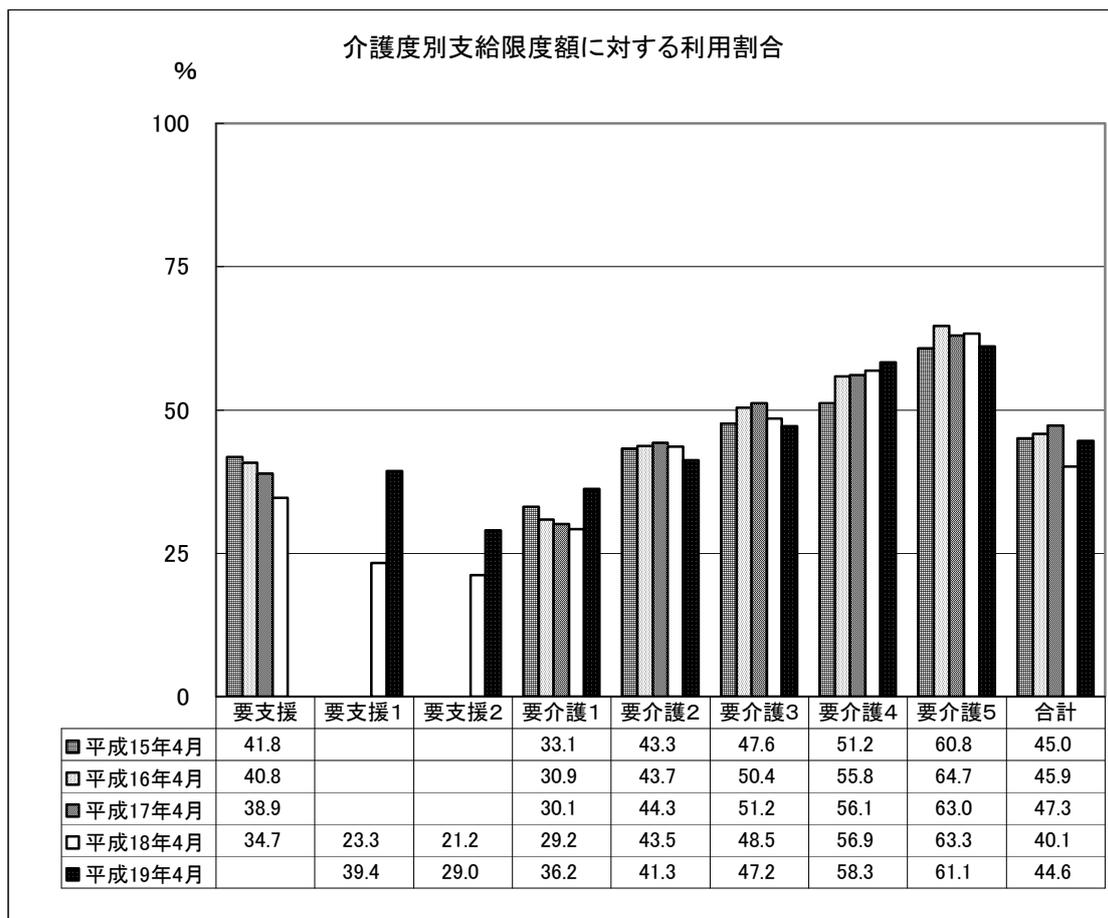
表35 利用者一人当たり給付費概算

(単位：千円、人、%)

区 分		平成15年度	平成16年度 (伸率)	平成17年度 (伸率)	平成18年度 (伸率)			
介護	居宅サービス費(居住系を除く)	6,250,444	6,896,862	10.3	7,046,211	2.2	6,553,962	-7.0
	利用者数	63,736	69,970	9.8	74,650	6.7	60,776	-18.6
	一人当たり給付費概算(月額)	98	99	1.0	94	-5.1	108	14.9
	居住系サービス費	531,023	777,701	46.5	1,007,262	29.5	1,232,437	22.4
	利用者数	2,807	3,978	41.7	5,140	29.2	6,266	21.9
	一人当たり給付費概算(月額)	189	196	3.7	196	0.0	197	0.5
施設	施設サービス費	5,278,541	5,423,816	2.8	5,286,031	-2.5	5,057,765	-4.3
	利用者数	16,733	17,597	5.2	17,644	0.3	17,756	0.6
	一人当たり給付費概算(月額)	315	308	-2.2	300	-2.6	285	-5.0
介護予防	介護予防サービス費						410,812	—
	利用者数						12,525	—
	一人当たり給付費概算(月額)						33	—

支給限度額に対する利用額の割合（グラフ36）を見ると、要介護1以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて、利用割合が高くなっている。なお、要支援・要支援1の利用割合が高いのは、要介護1に比して、支給限度額が約1/3程度であることが影響していたと考えられる。

グラフ36 介護度別支給限度額に対する利用割合



(単位：円)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	51,800	108,000	176,000	206,000	283,000	318,000	379,000
平成19年4月平均 利用額	20,400	31,338	63,758	84,975	133,551	185,358	231,557

6 地域支援事業の実施状況

平成 18 年度から、65 歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

なお、地域支援事業の実績については、平成 17 年度まで区の高齢者福祉事業として実施してきたものもあるが、地域支援事業となった平成 18 年度の実績のみを掲載している。

6-2 介護予防事業

(1) 介護予防特定高齢者事業

①高齢者把握事業

区民健診（成人健診）を受診した、65 歳以上の高齢者のうち、基本チェックリスト（生活機能評価）等を活用して今後要介護状態等になるおそれが高い虚弱な状態にあると認められる高齢者（特定高齢者）を把握するために実施している。

特定高齢者は、地域包括支援センターで個別の介護予防プランを作成し、介護予防事業に参加する。

平成 18 年度実績 介護予防プラン作成者 101 人

②運動器の機能向上事業

特定高齢者に対して運動器の機能向上を目的とし、区内高齢者施設で実施している。（（2）介護予防一般高齢者事業 ①（ア）運動器の機能向上事業と同時実施）

平成 18 年度実績
筋力向上トレーニング教室 3 会場 延べ参加者数 310 人
転倒予防教室（体力づくり教室） 21 会場 延べ参加者数 1,746 人

③栄養改善指導事業

低栄養状態にある特定高齢者の早期発見と「食」を通じた低栄養状態の改善並びに個々の食生活の確立を目的として区内事業者施設で実施している。（（2）介護予防一般高齢者事業 ①（イ）食生活改善事業と同時実施）

平成 18 年度実績 4 会場 延べ参加者数 348 人

④閉じこもり予防等訪問事業

認知症、うつ、閉じこもり状態の特定高齢者の早期発見及び改善を目的として、相談・面接・訪問事業を実施している。

平成 18 年度実績	参加者数	5 人	訪問回数	23 回
------------	------	-----	------	------

(2) 介護予防一般高齢者事業

①介護予防普及啓発事業

ア. 運動器の機能向上事業

((1) 介護予防特定高齢者事業 運動器の機能向上と同時開催)

イ. 食生活改善事業

((1) 介護予防特定高齢者事業 ③栄養改善指導事業と同時開催)

ウ. 介護予防普及啓発講演会

区内全域・地域ごとの講演会等を実施している。

平成 18 年度実績	全 9 回	延べ参加者数	223 人
------------	-------	--------	-------

エ. 認知症支援講座

地域全体で認知症高齢者を支えていく仕組みづくりを構築するために、認知症に対する知識や対応方法、権利擁護などについて、認知症を抱える家族等を支える区民やその他一般高齢者への普及啓発の講座を開催した。

平成 18 年度実績	4 会場 (8 回)	延べ参加者数	204 人
------------	------------	--------	-------

オ. 介護保険・高齢者保健福祉の手引き(「銀のしおり」)の発行

高齢者福祉サービスを多くの方に周知し、効果的な利用の促進を図るために 2 種類(充実版、保存版)の手引きを作成し、保存版を高齢者(65 歳以上)のいる全世帯に配布し、充実版を関係機関等へ配布した。

平成 18 年度実績	保存版「銀のしおり」	48,000 部	発行
	充実版「銀のしおり」	6,000 部	発行

②健康・生きがいづくり事業

一般高齢者を対象に介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある方を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者施設で実施した。

平成 18 年度実績	事業種類	63	実施回数	876 回
	延べ参加者数	14,376 人		

6-3 包括任意事業

(1) 地域支援任意事業

①高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を保護する成年後見制度において申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見人等審判請求を行う。

平成18年度区長申立実績	9件
--------------	----

なお、本人が低所得者のために、後見人報酬を支払うことができない場合には、家庭裁判所の審判内容に従い、当該報酬の一部を補助する制度がある。

②権利擁護事業

成年後見制度の普及、促進のため、後見人を申立てる必要がある専門的な相談について、弁護士、司法書士等による相談会を実施している(平成16年度より中野区社会福祉協議会に事業委託)。

平成18年度実績	成年後見相談会	19回
	出張説明会等	21回
	認知症支援講座等	3回

③給付確認(介護費用適正化緊急対策事業)

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付の適正化を図っている。

通知対象者：居宅サービス利用者

通知内容：サービス利用年月、サービス提供事業者名、サービス種類、日数、サービス費用額、利用者負担額

平成18年度実績

発送時期	通知対象	発送件数
平成18年7月	平成18年1月～3月サービス利用分	6,292件
平成19年1月	平成18年7月～9月サービス利用分	6,211件

④住宅改修理由書作成助成

居宅介護サービスを利用しておらず、ケアマネジャーと契約していない要介護等認定者が住宅改修を行う場合、住宅改修費請求に必要な理由書を専門知識を有するケアマネジャー等に作成してもらう際に要する費用の一部を助成する。

平成 18 年度実績	住宅改修理由書作成助成実績	96 件
------------	---------------	------

⑤家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学んだり家族間の交流を図ることを目的として実施している。

平成 18 年度実績	4 会場 (20 回)	延べ参加者数	186 人
------------	-------------	--------	-------

⑥徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPS を利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

平成 18 年度実績	実人員	25 人	延べ利用者数	240 人
------------	-----	------	--------	-------

⑦紙おむつサービス

65 歳以上の高齢者（平成 18 年度からは要介護 1 以上の方）に対して、紙おむつを月に 1 回支給している。

平成 18 年度実績	延べ利用者数	高齢者	12,508 人
	月平均利用者数		1,043 人

⑧緊急一時宿泊事業

介護者の急病、火事などの災害、家族からの虐待などにより在宅生活が困難な、おおむね 65 歳以上の高齢者に対し緊急時の一時宿泊事業(原則 6 泊 7 日)を実施している。

平成 18 年度利用実績	利用日数	延べ	248 日
	利用者数	延べ	38 人

⑨介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施した。

研修の詳細は 48 ページの (4) 事業者支援等 ①介護サービス事業者への支援 イ、ウ、及び ②ケアマネジャー支援 ア、を参照。

平成 18 年度実績	介護サービス事業者等研修会	15 回
	参加事業所数	延べ 849 事業所
	研修参加人員	延べ 1,035 人

(2) 地域包括支援センター運営

①地域包括支援センター

平成 18 年4月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4つの生活圏域（保健福祉センター圏域）ごとにそれぞれ2か所、計8か所あり、保健師(又は看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受付ける。

ア. 運営方法 中野地域包括支援センターを直営、他7センターは社会福祉法人に委託。

イ. 窓口開設時間 月～金曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前9時～午後5時

日曜日・祝日・年末年始は休業。緊急の場合は、時間外や休業日も電話で対応。

ウ. 主な業務内容 総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

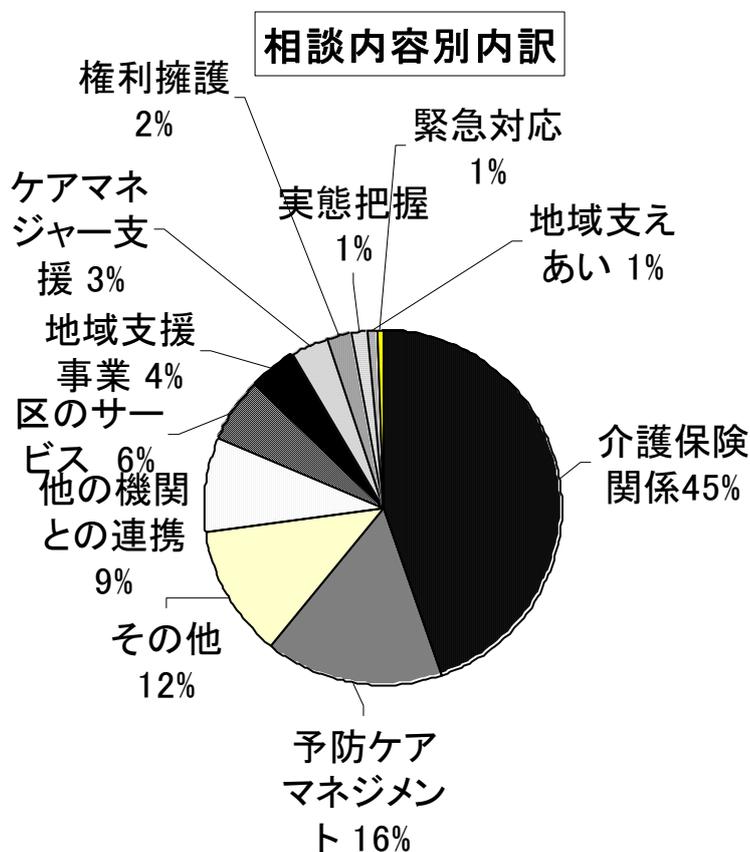
エ. 担当区域及び相談件数 表37のとおり

表37 担当区域及び相談件数 (単位：延べ件数)

名称	担当区域	相談件数
南中野	南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目(一部)	1,914
本町	弥生町1, 2丁目(一部)/本町5, 6丁目と1～4丁目(一部)/中央3～5丁目(一部)	4,211
東中野	本町1～4丁目(一部)/中央1, 2丁目と3丁目(一部)/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目(一部)	2,534
中野	中央3～5丁目(一部)/東中野3丁目 中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井1丁目(一部)	6,333

中野北	中野4, 5丁目(一部) / 新井2~5丁目と1丁目(一部) / 松が丘全域 / 江原町全域 / 江古田1丁目(一部) / 野方2丁目と1丁目(一部) / 大和町1, 2丁目(一部)	3,118
江古田	沼袋全域 / 江古田2~4丁目と1丁目(一部) / 丸山1丁目と2丁目(一部) / 野方3, 4丁目と5, 6丁目(一部) / 若宮1丁目(一部)	3,418
鷺宮	野方1, 5丁目(一部) / 大和町3, 4丁目と1, 2丁目(一部) / 若宮2, 3丁目と1丁目(一部) / 白鷺1丁目	3,116
上鷺宮	丸山2丁目(一部) / 野方6丁目(一部) / 白鷺2, 3丁目 / 鷺宮全域 / 上鷺宮全域	3,149
合 計		27,793

グラフ38 相談内容別内訳



②地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の39の規定に基づき、中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置した。

ア. 運営協議会の協議事項

運営協議会は、中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関する事
- ・地域包括支援センターの運営の評価に関する事
- ・多機関ネットワークの構築に関する事
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関する事
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関する事。

イ. 委員構成及び任期

委員の定数は15人以内で、委員任期は2年。平成19年9月現在、学識経験者2名、区内関係団体代表10名、被保険者代表3名で構成されている（平成19年11月まで）。

③中野地域包括支援センター（直営）総合相談事業等

平成18年度における中野地域包括支援センター（直営）の総合相談取り扱い件数と介護予防プラン作成件数は表39から表41のとおりである。

表39 総合相談取扱件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
479	633	365	441	601	498	567	444	578	564	636	527	6,333

表40 介護予防プラン（要支援1・2）作成件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
46	39	33	45	42	29	38	26	34	25	35	33	425

表4-1 介護予防プラン（特定高齢者）作成件数

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
-	-	-	-	3	3	10	4	5	2	2	0	29

(3)任意事業

①ふれあい食事サービス

地域社会との交流が少なく、栄養改善及び見守りが必要な要支援または虚弱な65歳以上の高齢者に昼食を提供することにより健康保持と孤立化防止を図っている。

18年度実績	実利用者	220人	延べ配食数	3,581食
--------	------	------	-------	--------

7 介護保険料

介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から65歳未満の第2号被保険者から徴収するが、第1号被保険者と第2号被保険者では、賦課・徴収方法が異なる。

第1号被保険者の保険料は、介護給付費に対して第1号被保険者が負担する割合と料率（保険者が定める）に応じて、区が賦課・徴収する。

第2号被保険者の保険料は、国の定める全国的な負担割合を元に、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

① 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める視点から、住民税の課税状況や所得に応じて、平成14年度までは5つの区分に分けていたが、年間収入に占める保険料の負担割合が第4、第5段階に比べ、第1、第2段階の方が大きくなっていた状況を緩和するため、平成15年度から段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。平成18年度からは制度改正により第2段階が細分化された。更に第8段階を新たに設定し、より応能的な負担を求めることとした。

表 4 2 平成 1 8 年度からの所得段階別保険料（年額）

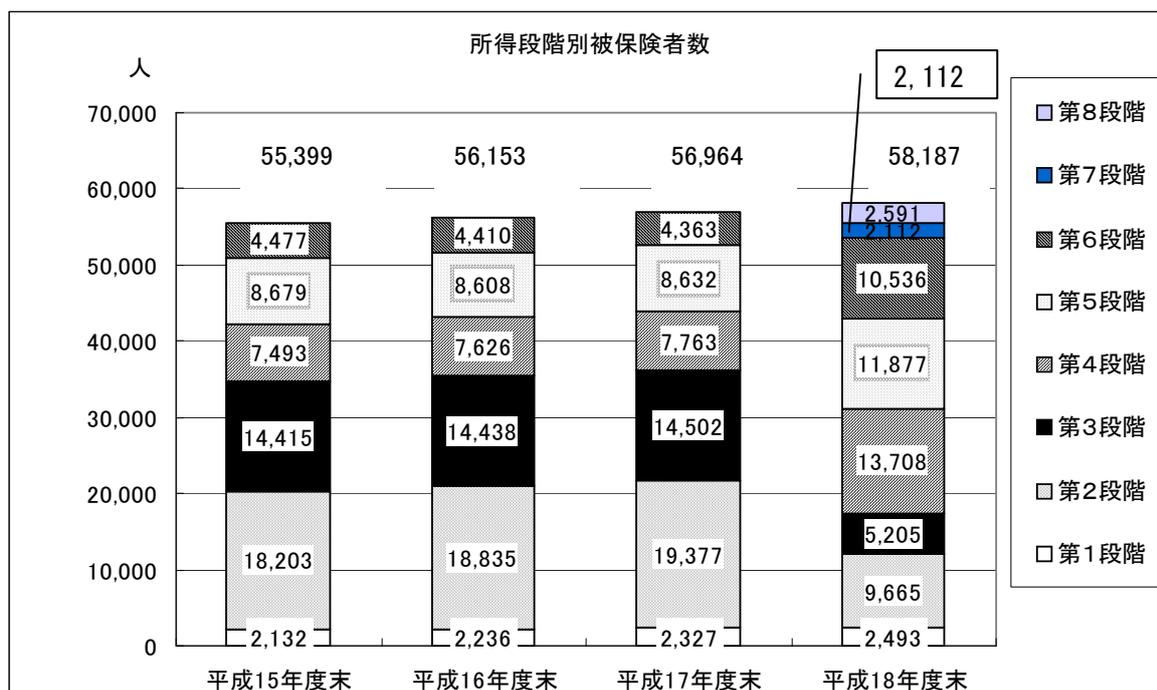
区 分		料率	保険料年額
第 1 段階	本人が生活保護受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0.50	24,300 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で本人の公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.60	29,100 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で第 1・第 2 段階以外	0.75	36,400 円
第 4 段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税	1.00	48,600 円
第 5 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	1.25	60,700 円
第 6 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満	1.50	72,900 円
第 7 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満	1.75	85,000 円
第 8 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800 万円以上	2.00	97,200 円

※ 上表中の「住民税」とは特別区民税（市町村民税を含む）をいう。

② 第 1 号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第 1 号被保険者の所得段階別被保険者数は、グラフ 4 3 のとおりである。高齢化に伴って第 1 号被保険者数は増加している。

グラフ 4 3 所得段階別第 1 号被保険者数



③ 第1号被保険者の保険料の減免（介護保険条例第24条第1項該当の一般減免）

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた時など減免要件に該当し、やむをえない理由があると認める時に適用される。

平成18年度の承認件数は火災によるものが1件、減免額（調定額）は5万5,900円となった。

④ 第1号被保険者の保険料の減額（中野区の独自減額）

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な者に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している者を対象に実施した。

減額の要件（収入のほか、資産などが一定の条件）に該当した場合に適用される。平成18年度の承認決定状況は、表44のとおりである。

表44 保険料減額承認決定状況（単位：件、円）

区 分	減額後の保険料	件 数	減額調定額
第1段階の場合	12,100円 第1段階の保険料額×1/2	2	23,400
第2段階の場合	14,500 第2段階の保険料額×1/2	29	406,400
第3段階の場合	29,100 第3段階の保険料額→第2段階の保険料額	8	57,700
計		39	487,500

⑤ 第1号被保険者の徴収方法別収納状況

第1号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金からあらかじめ保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が18万円未満の者、年度の途中で65歳に到達した場合などは、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収

する。なお、平成18年7月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。

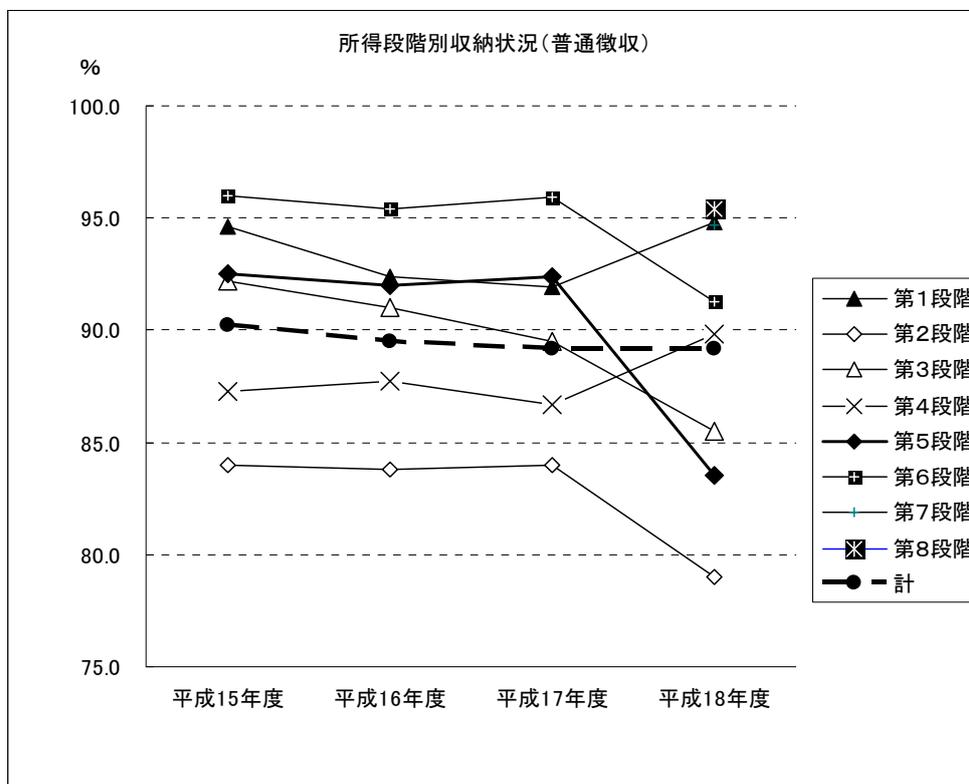
所得段階別の特別徴収及び普通徴収の状況は、表45のとおりである。おおむね全体の3/4が特別徴収、1/4が普通徴収である。

表45 所得段階別特別徴収及び普通徴収の状況 (単位：人)

区分	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末		
	特別徴収	普通徴収	計									
第1段階	596	1,536	2,132	633	1,603	2,236	648	1,679	2,327	762	1,731	2,493
第2段階	13,601	4,602	18,203	14,108	4,727	18,835	14,623	4,754	19,377	7,458	2,207	9,665
第3段階	11,108	3,307	14,415	11,355	3,083	14,438	11,352	3,150	14,502	4,789	416	5,205
第4段階	6,101	1,392	7,493	6,262	1,364	7,626	6,230	1,533	7,763	11,192	2,516	13,708
第5段階	7,249	1,430	8,679	7,159	1,449	8,608	7,081	1,551	8,632	9,754	2,123	11,877
第6段階	3,552	925	4,477	3,533	877	4,410	3,440	923	4,363	8,994	1,542	10,536
第7段階										1,727	385	2,112
第8段階										2,036	555	2,591
合計	42,207	13,192	55,399	43,050	13,103	56,153	43,374	13,590	56,964	46,712	11,475	58,187
比率	76.2	23.8	100.0	76.7	23.3	100.0	76.1	23.9	100.0	80.3	19.7	100.0

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ46のとおりである。

グラフ46 所得段階別収納状況 (普通徴収)



※収納率には、還付未済額を含まない。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表47のとおりである。

表47 第1号被保険者保険料収納状況 (単位：千円)

区 分	平成17年度		平成18年度		比 較	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
現年度分特別徴収保険料	1,871,593	1,877,758	2,396,041	2,402,541	524,448	524,783
現年分普通徴収保険料	520,511	465,096	620,047	548,467	99,536	83,371
滞納繰越分普通徴収保険料	93,239	16,298	98,553	15,268	5,314	△ 1,030
合 計	2,485,343	2,359,152	3,114,641	2,966,276	629,298	607,124

※ 収納額には還付未済額を含むため、特別徴収の収入済額は、決算数字上は調定額より大きくなる。

8 介護サービス基盤の整備状況

(1) 介護保険施設等の現況 (平成19年4月現在)

区内の介護保険施設等の整備状況は、次のとおりである。

- ① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 8施設 定員630名
- ② 介護療養型医療施設 2施設 定員195名
- ③ 短期入所生活介護 (ショートステイ) 7施設 定員 70名
- ④ 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム) 4施設 定員223名
- ⑤ 通所介護 (デイサービス) 27施設 定員641名

(2) 地域密着型サービス

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で暮らせることをめざし、平成18年度の介護保険法の改正により創設されたサービスで、地域の特性に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の指定等が東京都から区に移行された。

①地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス事業者の指定、指定基準・介護報酬の設定について意見を聴くため、中野区地域密着型サービス運営委員会を設置した。

委員の定数は7名、任期は2年。平成19年9月現在、学識経験者1名、区内関係団体代表3名、被保険者代表3名で構成されている (任期は平成20年1月まで)。平成18年度は3回開催した。

② 整備の現況（平成 19 年 5 月現在）

ア. 認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	4 施設	定員 59 名
イ. 認知症対応型通所介護	10 施設	定員 164 名
ウ. 小規模多機能型居宅介護	1 施設	登録定員 24 名

日常生活圏域（保健福祉センター圏域）別整備状況は表 48 のとおりである。

表 48 日常生活圏域（※）別整備状況（単位：箇所／人）

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員								
認知症対応型通所介護	1	20	2	36	3	40	4	68	10	164
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	1	24	—	—	1	24
認知症対応型共同生活介護	1	18	1	18	1	5	1	18	4	59

（3）施設整備計画の進捗状況

① 江古田の森保健福祉施設整備

国立療養所中野病院跡地（江古田 3 丁目）に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づき、区が選定した社会福祉法人によって、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等から構成される総合的な保健福祉施設が整備され、平成 19 年 4 月 1 日開設した。

事業名、定員数は次のとおりである

・特別養護老人ホーム	100 床	・短期入所生活介護	20 床
・老人保健施設	100 床	・短期入所療養介護	空床利用
・ケアハウス	60 名		
・デイサービス	30 名	・認知症対応型デイサービス	10 名
・通所リハビリテーション	40 名		

② その他

整備補助を行ったのは次のとおりである。。

- ・ 認知症対応型共同生活介護 1 施設（定員 18 名 平成 19 年 5 月 1 日開設）
- ・ 小規模多機能型居宅介護 1 施設（登録定員 24 名、平成 19 年 4 月 1 日開設）

9 介護保険の円滑な利用について

(1) 利用者負担の軽減

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担の軽減（国制度）

介護保険制度施行前から区のホームヘルプサービスを利用していた低所得の高齢者の訪問介護にかかる利用者負担は、平成15年6月までは3%、平成15年7月からは6%に軽減していたが、平成17年3月31日で制度が終了し、本来の10%となった。また、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している者の負担割合は、平成19年6月末まで3%。平成19年7月1日から平成20年6月までは6%となる。

② 訪問介護の利用者負担軽減（区独自制度）

平成13年10月から、介護保険制度施行後にホームヘルプサービスを利用する低所得者を対象に、区独自にホームヘルプサービス利用料の負担軽減を図ってきた。対象者は生活保護世帯を除く住民税非課税世帯で、負担割合は、国制度と同様であり、平成17年3月31日で制度を廃止した。

訪問介護の利用者負担軽減にかかる国制度及び区制度の実績は、表49のとおりである。

表49 訪問介護負担軽減措置の実績 (単位：件、千円)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国制度分	5,729	26,579	4,858	20,065	1,777	8,521	1,308	6,694
区制度分	11,303	36,575	14,204	37,204	1,220	3,094	—	—

※ 平成17年度の実績は低所得者向け制度廃止により、障害者対象事業のみ実施の実績

③ 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計13サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は、表50のとおりである。

表50 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	277	1,052	232	1,057	417	1,615	299	401

④ 高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用する際には、介護サービス費用の1割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。高額介護サービス費の支給実績は、表51のとおりである。

表51 高額介護サービス費支給実績（単位：件、千円）

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税		左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成14年度	2,065	19,323	7,517	48,025	1,727	10,053	11,309	77,401
平成15年度	2,300	22,973	8,195	54,776	2,273	12,284	12,768	90,033
平成16年度	2,801	25,702	8,900	59,200	2,438	13,863	14,139	98,765

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,076	28,529	549	7,450	8,723	57,651	2,220	12,904	14,568	106,534
平成18年度	2,950	30,444	14,194	182,706	908	30,403	3,639	20,517	21,691	264,070

⑤ 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費は、申請後支給されるまで2～3か月かかるため、その間資金が必要な方に、高額介護サービス費相当額の貸付（無利子）を行っている。これまでの貸付実績は、表52のとおりである。

表52 高額介護サービス費等資金貸付事業実績（単位：件、円）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	43	267,197	26	155,422	22	204,659	37	683,224

⑥ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成17年10月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階の方であり、具体的には表53のとおりである。

表 5 3

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	区市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者・生活保護受給者
第2段階	区市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	区市町村民税世帯非課税世帯であって、利用者負担段階が第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

上記以外の方は利用者負担第4段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表54のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表55のとおりである。

表 5 4 居住費の負担限度額 (日額)

	負担限度額			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室（相部屋）	0円	320円	320円	320円	
従来型個室	特養等	320円	420円	820円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,640円	
ユニット型個室	820円	820円	1,640円	1,970円	

表 5 5 食費の負担限度額 (日額)

負担限度額			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階	
300円	390円	650円	1,380円

負担限度額認定者数の実績は表56のとおりである。

表 5 6 負担限度額認定者数

(単位：人)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	計
平成 1 7 年度	161	787	290	1, 238
平成 1 8 年度	210	892	237	1, 339

⑦ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している者については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。

平成 1 8 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表 5 7 のとおりである。

表 5 7 旧措置入所者利用負担減免認定者数

減 額	3 8 人
免 除	4 5 人
計	8 3 人

⑧ 軽度者への福祉用具（特殊寝台）の購入費助成

介護保険制度改正により軽度の要介護者（要介護 1、要支援 1・2）への特殊寝台等の貸与ができなくなったことへの円滑的移行措置として東京都福祉改革推進事業補助事業を活用し、時限的に実施した。（平成 1 8 年 1 2 月から平成 1 9 年 3 月まで）

助成の実績は表 5 8 のとおりである。

表 5 8 軽度者への福祉用具（特殊寝台）の購入費助成件数

件 数	助 成 金 額
143 件	6, 512, 805 円

(2) 中野区特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、区内の特別養護老人ホームとともに、平成 1 6 年 1 月に共通の審査基準を定めた。

優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

(3) 介護給付費準備基金

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護給付費用等の推計を基に算出される。納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成18年度からは約19%、この率は当該自治体の高齢者の状況により異なる）に充当される。この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合は介護給付費準備基金に積み立てられ、翌年度以降の介護給付費に充当される。また、介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を下回った場合は不足分について介護給付費準備基金を取り崩すこととなっている。

しかし、介護給付費準備基金を取り崩してもなお不足額が生じた場合は都道府県が設置する財政安定化基金から借り入れることとされ、次期事業計画期間における第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、財政安定化基金に返還することとなっている。

平成15年度～平成17年度の介護保険第2期事業運営期間の最終年度にあたっては、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、156,555,900円を取り崩した。平成18年度～平成20年度の第3期事業運営期間にあたっても介護給付費準備基金の活用を予定している。

平成13年度～平成18年度までの介護給付費準備基金の状況は、表59のとおりである。

表59 介護給付費準備基金の状況 (単位：円)

区分	積立額	取崩額	基金残高
平成13年度	407,845,300	0	997,233,300
平成14年度	172,163	570,229	996,835,234
平成15年度	551,229	0	997,386,463
平成16年度	21,279,901	193,793,221	824,873,143
平成17年度	897,014	156,555,900	669,214,257
平成18年度	227,029,000	0	896,243,257

※各年度の基金残高は5月末現在。

(4) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスが提供されるよう、介護保険

事業者に対し、サービス提供や報酬請求等、実務上必要な情報を提供している他、次のような支援を行っている。

① 介護サービス事業者への支援

ア. 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

同会は、事業所相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上をはかるとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うこととしている。通所介護部会、介護支援専門員部会や訪問介護部会などを設け、研修会を開催するなど積極的な運営を行っている。区内で十分な量の、質の高い介護サービスが安定的に供給され、介護保険制度が円滑に運営できるよう、情報提供等の支援を行っている。

イ. 事業所管理者への指導研修

東京都が行う介護事業者への指導検査の状況を周知し、事業者としての責務の理解を促すとともに、防災に関する知識、苦情、事故の実例等の紹介を通して利用者への適切な対応等について研修を実施した。

平成18年度実績	4回実施	延べ428名参加
----------	------	----------

ウ. 訪問介護事業者研修

i サービス提供責任者研修

介護保険制度の改正に伴って、改正内容や介護報酬の算定基準、サービス提供責任者の役割と実務、介護予防の基本的考え方などの内容で研修を実施した。

平成18年度実績	4回実施	延べ231名参加
----------	------	----------

ii 1級訪問介護員（ヘルパー）養成研修

民間事業者が実施する訪問介護員養成研修を支援する。

平成18年度実績	3回実施	52名参加
----------	------	-------

② ケアマネジャー支援

ア. ケアマネジャー研修

ケアマネジメント事業者のケアマネジャーに対して、介護保険の最新情報を提供するための連絡を行うとともに、介護を必要とする利用者に対して適正かつ効果的なケアが行われるための運営基準や費用額の算定、介護予防ケアプラン・認知症高齢者のケアプラン作成について等、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施した。

平成18年度実績	実施回数	4回	延べ324名参加
----------	------	----	----------

イ. 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

i 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

平成18年度実績	ケアマネジャー支援	1,192件
	個別ケース会議開催状況（包括主催）	197件
	//	（他機関依頼） 71件

ii ケアマネジャー支援関連事業

2か所の地域包括支援センターが合同で、介護を必要とする利用者に対し適正かつ効果的なケアが行われるようケアマネジメント能力向上及び生活圏域ごとのケアマネジャーの交流も兼ねた研修等を実施した。

平成18年度実績	8回実施	延べ269名参加
----------	------	----------

(5) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービスの適正な運営と質の向上を図ると共に、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられるよう、介護サービス事業者に対して、訪問調査等を実施し、指導を行っている。また、前年度指導を行った事業所を再訪問し、改善の徹底を図るためのフォロー指導を行っている。調査指導実績は表60及び表61のとおりである。

表60 介護サービス別調査指導事業所数 (単位：事業所)

居宅介護支援	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	合計
16 (6)	17 (6)	3	2	1	39 (12)

※ フォロー指導数 () を含む

表61 介護予防サービス別調査指導事業所数

介護予防訪問介護	介護予防福祉用具貸与	介護予防特定福祉用具販売	合計
3	1	1	5

(6) 苦情調整

介護保険に関して、平成18年度は301件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は、表62のとおりである。

表 6 2 苦情申立人別苦情の内訳

(単位：件)

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
本人	178	94	76	250
家族	82	53	42	44
ケアマネジャー	7	6	3	3
事業者・施設	1	2	1	2
その他	6	0	3	2
計	274	155	125	301

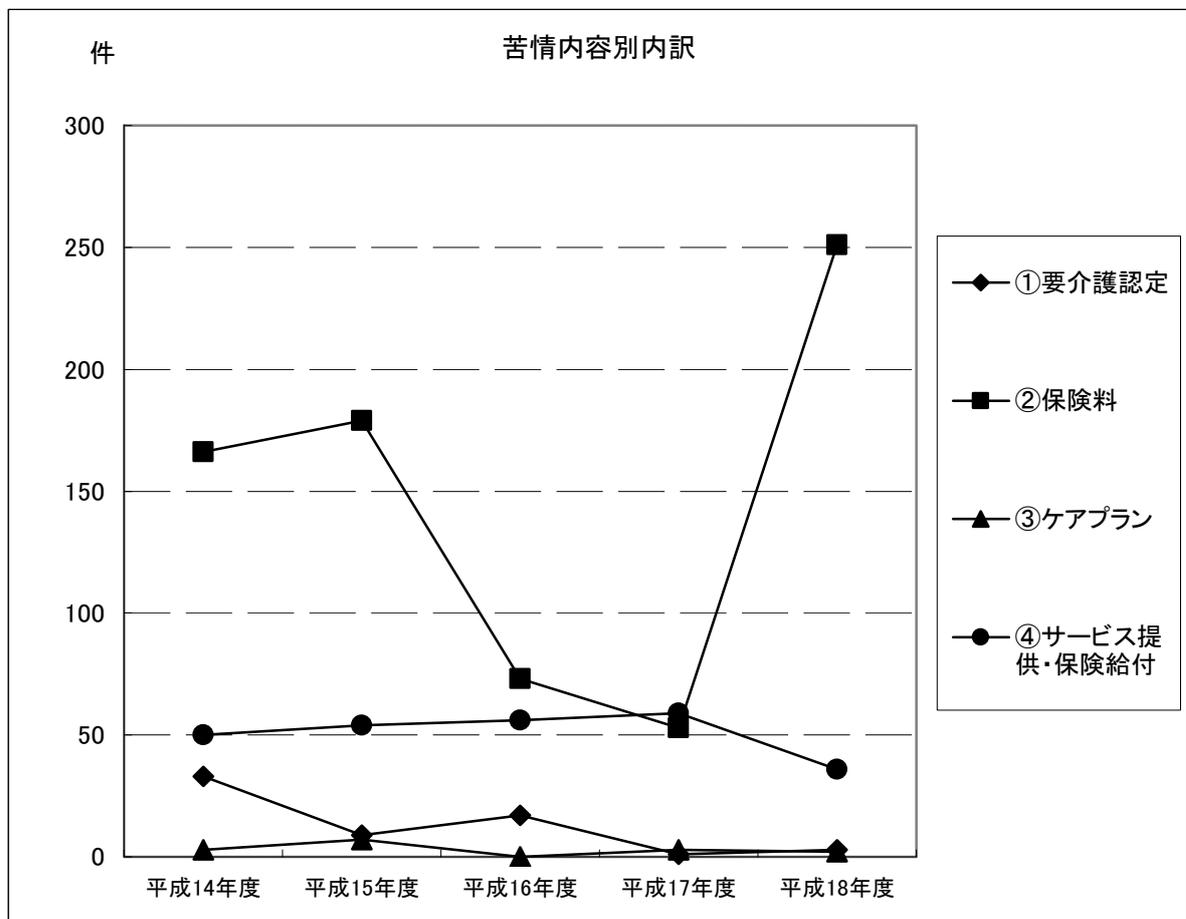
これらの苦情の具体的な内容は、表 6 3 及びグラフ 6 4 のとおりである。

表 6 3 苦情内容別内訳

(単位：件)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
①要介護認定		9	17	1	3
②保険料		179	73	53	251
③ケアプラン		7	0	3	2
④サービス提供・保険給付		54	56	59	36
合 計		249	146	116	292
(再掲)	●サービスの種類				
	居宅介護支援	11	21	18	7
	訪問介護	20	22	21	12
	その他	23	13	20	17
(再掲)	●苦情内容				
	サービスの質	10	6	15	8
	従事者の態度	18	10	17	12
	利用者の負担	7	7	0	0
	その他	19	33	27	16
⑤その他		25	9	9	9
合 計		274	155	125	301

グラフ64 苦情内容別内訳



苦情に対する具体的な対応は、表65のとおりである。

表65 苦情への対応

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
①申立者に説明・助言	236	114	89	273
②当事者間を調整等	28	31	33	27
③他機関を紹介等	3	6	1	0
④その他	7	4	2	1
計	274	155	125	301

(7) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成18年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求状況(平成19年3月末現在)は、表66のとおりである。

表 6 6 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳

(単位：件)

※18年度の請求件数と審査結果の件数が一致しないのは、17年度の「継続中」の案件の審査結果が18年度に出たためである。

年 度	請求 件数	審査結果				
		棄却	原処分 取消	却下	取り下げ	継続中
平成 16 年度	2	1	0	0	1	0
平成 17 年度	3	1	0	0	0	2
平成 18 年度	1	1	1	0	1	0

10 介護保険制度の広報活動・その他

(1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（特別徴収者は年1回、普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

(2) 区報掲載

平成18年4月～平成19年3月に区報掲載した介護保険関連記事の主な内容は以下のとおりである。

- 平成18年4月 介護サービス、地域包括支援センター案内(臨時号)
- 5月 介護保険負担限度額認定申請の案内
- 6月 介護保険料決定通知書の送付案内
- 7月 介護支援専門員(ケアマネ)実務研修受講試験の案内
- 9～11月 江古田の森保健福祉施設入所者の募集
- 11月 平成17年度介護保険の運営状況の公表
- 12月 介護保険サービスの利用状況の通知案内
特殊寝台の購入費を助成
- 平成19年1月 介護保険と確定申告の案内
地域包括支援センターの案内

3月 介護保険料決定通知書の送付案内

上記の他に地域支援事業についても事業実施について区報に掲載している。

(3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

(4) 「みんないきいき介護保険」の発行

「高齢者の介護を社会全体でささえている」という介護保険制度の趣旨や制度概要を広く周知するため、介護保険担当でパンフレットを作成し、介護保険担当窓口、地域包括支援センターなどの窓口での希望者へ配布している。

・発行時期 平成19年2月 ・発行部数 7,000部

(5) その他

区では、介護保険事業の充実を図るため、中野区介護保険条例に基づき、区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年1月をもって廃止、保健福祉審議会に統合し、その部会とした。

補足資料（介護保険特別会計の決算状況）

表67 介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）

（単位：円、％）

区 分	平成16年度	平成17年度		平成18年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	2,343,385,720	2,359,151,780	0.7	2,966,275,800	25.7
2 使用料及び手数料	900	1,200	33.3	600	-50.0
3 国庫支出金	3,348,276,504	3,433,106,000	2.5	3,428,226,150	-0.1
1 国庫負担金	2,786,664,423	2,800,237,000	0.5	2,657,832,000	-5.1
2 国庫補助金	561,612,081	632,869,000	12.7	770,394,150	21.7
1 調整交付金	560,872,000	630,114,000	12.3	664,475,000	5.5
3 保険者機能強化給付金	740,081	742,000	0.3	皆減	皆減
2 地域支援事業介護予防交付金	—	—	—	14,078,915	皆増
3 地域支援事業包括・任意交付金	—	—	—	85,895,235	皆増
4 介護保険事業費補助金	—	2,013,000	皆増	5,945,000	195.3
4 支払基金交付金	4,330,260,000	4,374,229,000	1.0	4,228,864,000	-3.3
1 支払基金交付金	4,330,260,000	4,374,229,000	1.0	4,228,864,000	-3.3
1 介護給付費交付金	4,330,260,000	4,374,229,000	1.0	4,211,407,000	-3.7
2 地域支援事業支援交付金	—	—	—	17,457,000	皆増
5 都支出金	1,710,026,000	1,714,420,000	0.3	2,014,900,074	17.5
1 都負担金	1,710,026,000	1,714,420,000	0.3	1,964,913,000	—
2 都補助金	—	—	—	49,987,074	皆増
1 地域支援事業介護予防交付金	—	—	—	7,039,457	皆増
2 地域支援事業包括・任意交付金	—	—	—	42,947,617	皆増
6 財産収入	1,452,719	839,272	-42.2	2,089,850	149.0
7 繰入金	2,458,150,614	2,472,053,130	0.6	2,538,524,205	2.7
1 一般会計繰入金	2,264,357,393	2,315,497,230	2.3	2,538,524,205	9.6
1 介護給付費繰入金	1,668,930,495	1,700,181,571	1.9	1,706,581,882	0.4
2 地域支援事業介護予防交付金	—	—	—	6,665,157	皆増
3 地域支援事業包括・任意交付金	—	—	—	40,890,226	皆増
4 その他一般会計繰入金	595,426,898	615,315,659	3.3	784,386,940	27.5
2 基金繰入金	193,793,221	156,555,900	-19.2	皆減	皆減
1 介護給付費準備基金繰入金	193,793,221	156,555,900	-19.2	皆減	皆減
8 繰越金	66,773,515	187,987,043	181.5	123,429,264	-34.3
9 諸収入	148,178	209,462	41.4	9,162,975	4,274.5
1 第1号被保険者延滞金	75,200	187,100	148.8	95,900	-48.7
2 預金利子	2,418	6,069	151.0	989,093	16,197.5
3 雑入	70,560	16,293	-76.9	8,077,982	49,479.5
合計	14,258,474,150	14,541,996,887	2.0	15,311,472,918	5.3

平成18年度 地域支援事業開始に伴い、款3(国)、款4(都)、款5(支払基金)、款6(区)に地域支援事業交付金を新設。

表68 介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成16年度	平成17年度		平成18年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	596,170,297	617,869,551	3.6	747,088,492	20.9
2 保険給付費	13,360,524,147	13,602,336,349	1.8	13,660,263,822	0.4
1 保険給付費	13,360,524,147	13,602,336,349	1.8	13,660,263,822	0.4
1 保険給付費	13,337,318,972	13,577,852,759	1.8	13,635,764,747	0.4
2 審査支払費	23,205,175	24,483,590	5.5	24,499,075	0.1
3 地域支援事業費	—	—	—	241,379,418	
介護予防事業	—	—	—	31,022,300	皆増
包括・任意事業	—	—	—	210,357,118	皆増
4 財政安定化基金拠出金	13,518,879	13,518,879	0.0	4,541,374	-66.4
5 基金積立金	21,279,901	897,014	-95.8	227,029,000	25,209.4
6 諸支出金	78,993,883	183,945,830	132.9	119,241,764	-35.2
1 償還金及び還付加算金	44,845,059	183,803,939	309.9	119,045,494	-35.2
2 繰出金	34,148,824	141,891	-99.6	196,270	38.3
7 予備費	0	0	-	0	-
合 計	14,070,487,107	14,418,567,623	2.5	14,999,543,870	4.0

平成18年度 地域支援事業開始に伴い、款3 地域支援事業費を新設。